

令和4年第1回 千早赤阪村議会定例会会議録

開会 令和4年3月 7日
閉会 令和4年3月24日

千早赤阪村議会

令和4年第1回千早赤阪村議会定例会会議録（第1号）

1. 招集年月日

令和4年3月7日

2. 招集の場所

千早赤阪村立保健センター 三階議事堂

3. 出席議員

1番 千 福 清 英

5番 平 田 常 信

2番 井 上 浩 一

6番 田 村 陽

3番 服 部 幸 令

7番 藤 浦 稔

4番 徳 丸 初 美

4. 欠席議員

な し

5. 署名議員

2番 井 上 浩 一

3番 服 部 幸 令

6. 地方自治法第121条により、説明のため出席した者の職氏名

村 長 南 本 齋

危機管理課長 菊 井 秀 行

副 村 長 稲 山 喜与一

会計管理者兼税務課長 北 浦 信 行

教 育 長 栗 山 和 之

住 民 課 長 池 西 昌 夫

理 事 赤 阪 秀 樹

福 祉 課 長 尾 谷 浩

理 事 菊 井 佳 宏

健 康 課 長 西 口 美 和

総 務 課 長 日 谷 順 彦

観 光 産 業 振 興 課 長 仲 野 隆 之

企 画 課 長 山 谷 光 代

施 設 整 備 課 長 下 休 場 健 司

秘 書 課 長 中 野 光 二

教 育 課 長 森 田 洋 文

7. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 柏 原 美 佳

議会事務局長主査 石 橋 成 元

8. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸報告

日程第 4 議案第 5号 専決処分（令和3年度千早赤阪村一般会計補正予算

（第13号））の承認を求めることについて

- 日程第 5 議案第 6 号 千早赤阪村の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定について
- 日程第 6 議案第 7 号 千早赤阪村情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例制定について
- 日程第 7 議案第 8 号 押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例制定について
- 日程第 8 議案第 9 号 千早赤阪村監査委員条例の改正について
- 日程第 9 議案第 10 号 職員の育児休業等に関する条例の改正について
- 日程第 10 議案第 11 号 千早赤阪村消防団条例の改正について
- 日程第 11 議案第 12 号 千早赤阪村消防団員等公務災害補償条例の改正について
- 日程第 12 議案第 13 号 令和 3 年度千早赤阪村一般会計補正予算（第 14 号）
- 日程第 13 議案第 14 号 令和 3 年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 14 議案第 15 号 令和 3 年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 15 議案第 16 号 令和 3 年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 16 議案第 17 号 令和 3 年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 17 議案第 18 号 令和 3 年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 18 議案第 19 号 河南町、太子町及び千早赤阪村介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議について
- 日程第 19 議案第 20 号 令和 4 年度千早赤阪村一般会計予算
- 日程第 20 議案第 21 号 令和 4 年度千早赤阪村国民健康保険特別会計予算
- 日程第 21 議案第 22 号 令和 4 年度千早赤阪村介護保険特別会計予算
- 日程第 22 議案第 23 号 令和 4 年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 23 議案第 24 号 令和 4 年度千早赤阪村下水道事業特別会計予算

午前10時00分 開会

○千福議長 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は7名です。定足数に達していますので、令和4年第1回千早赤阪村議会定例会を開会します。

まず初めに、南本村長より挨拶がございます。

南本村長。

○南本村長 皆様、おはようございます。

開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、令和4年度第1回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方にはご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、新庁舎の建設工事がいよいよ始まりました。議員の先生方をはじめ、村民の皆様には、工事期間中は工事の音や振動、迂回路によるアクセスの悪さなどご不自由をおかけいたしますこととなりますが、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、新型コロナウイルスはオミクロン株が猛威を振るい、村内の感染者数も250人を超えるなど急激な広がりを見せています。一日でも早く、一人でも多くの方がワクチンの3回目の接種を終えることができるよう、職員が一丸となって取り組んでいるところでございます。村民の皆様が安心して暮らせるよう引き続き全力で取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

それでは、今議会に提出いたします案件でございますが、専決処分1件、条例案件7件、補正予算6件、規約変更協議が1件、令和4年度当初予算5件の計20件でございます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げ、開会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○千福議長 次に、2月28日、3月7日に開催されました議会運営委員会の報告を求めます。

田村議会運営委員長。

○田村議会運営委員長 去る2月28日、3月7日に開催しました議会運営委員会において、今期定例会の上程予定議案の審議方法を審査しましたので、報告いたします。

まず、本日の付議案件は議事日程のとおり、議案第5号から議案第25号の21議案です。

審議方法については、議案第5号、議案第25号は、本会議において審議することに決しております。議案第6号から議案第24号までの19議案は、所管の常任委員会に付託することに決しております。

また、今期定例会の会期は本日3月7日から3月24日までの18日間と決していますので、併せてご報告いたします。

以上です。

○千福議長 ありがとうございます。

これより本日の日程に入ります。

~~~~~

○千福議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番井上議員、3番服部議員を指名します。

~~~~~

○千福議長 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日3月7日から3月24日までの18日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日3月7日から3月24日までの18日間と決しました。

~~~~~

○千福議長 日程第3、諸報告を議題とします。

南河内環境事業組合議会定例会の報告を求めます。

藤浦議員。

○藤浦議員 令和4年2月15日、第1回南河内環境事業組合議会定例会が開催されました。つきましては、その内容をご報告申し上げます。

本会議前に議員全員協議会が開催され、まず議会運営委員長から事前に開催された委員会の結果報告として、提出議案、会期などの説明があり、その後事務局から議会申合せ事項、第1清掃工場爆発事故の復旧状況、各施設の改良工事の進捗状況、第1清掃工場基幹的設備改良事業、令和4年度予算の説明に続き、清掃工場のダイオキシン類測定結果の資料提出がございました。

続きまして、本会議では、以下の提出議案が審議されました。

順に申し上げますと、1番、議案第1号令和3年度南河内環境事業組一般会計補正予算(第3号)は、昨年10月に発生しました第1清掃工場爆発事故の復旧更新事業費確定及び財源の更正による補正予算として、歳入歳出それぞれ755万7,000円の減額に

て、予算総額を40億1,444万6,000円とするもので、原案のとおり可決されました。

2番、議案第2号令和4年度南河内環境事業組合一般会計予算は、歳入歳出予算の総額を22億4,843万7,000円と定め、継続費では、第1清掃工場基幹的設備改良事業を令和4年度から6年度の3か年で総額60億5,880万円などの内容とするもので、原案のとおり可決されました。

歳入歳出予算の歳入では、まず分担金及び負担金が18億7,073万8,000円で、前年度比1,113万1,000円の減額で市町村の負担の軽減に努められたものです。

次に、使用料及び手数料は8,068万3,000円、国庫支出金198万円、財産収入333万1,000円、繰入金1億294万7,000円、繰越金9,800万円、諸収入15万8,000円、組合債9,060万円でございます。

また、歳出では、議会費は前年度比7,000円減の372万8,000円、総務費は前年度比2,077万1,000円減の6,834万7,000円、次に衛生費は、前年度比17億6,035万4,000円減の20億7,044万9,000円、そのうちごみ処理費は18億127万2,000円で、第1清掃工場、第2清掃工場の施設運営費や施設整備のための基金積立金、フェニックス建設負担金、ごみシール印刷等の経費、また新規事業として第1清掃工場のクレーンバケット取替事業費及び第1清掃工場基幹的設備改良事業費の内容でございます。

し尿処理費では2億6,917万7,000円の計上で、資源再生センターの施設運営経費や施設整備のための基金積立金などの内容でございます。

次に、公債費では、元金、利子合わせまして9,091万3,000円で、各施設の改良事業の起債償還金でございます。

最後に、予備費につきましては、前年度と同額の1,500万円でございます。

なお、組合の新型コロナウイルス感染症対策について質疑があり、職場での3密を避ける等の基本的な感染対策を行うとともに、特に職場において、発熱等の職員の出勤自粛、昼休みの時差取得、食堂での黙食等の対策が重要であり、危機感、緊張感を持って取り組んでいるとの答弁に対し、職員が感染することで施設運営の継続が危ぶまれることのないように、エッセンシャルワーカーとして社会を支えていただけるよう健康に十分留意していただきたいとの要望がございました。

3番、監査報告第1号例月出納検査の結果報告については、監査委員から令和3年度の10月から12月分の検査結果の報告がございまして、特に問題はなかったとのことでした。

た。

4番、同意案第1号南河内環境事業組合監査委員（議会選出）の選任につき同意を求めることについては、議会選出の監査委員に千早赤阪村の藤浦稔議員を選任する提案があり、同意されました。

以上、簡単ではございますが、これをもちまして令和4年第1回南河内環境事業組合議会定例会の報告とさせていただきます。

○千福議長 ありがとうございます。

続きまして、大阪広域水道企業団議会の報告を求めます。

井上議員。

○井上議員 それでは、大阪広域水道企業団議会の報告をいたします。

去る令和4年2月3日、議員全員協議会が行われました。会議では、令和4年2月定例会の内定、主な議事について説明があり、続いて上程議案に対する議案説明の省略と議案説明要旨の事前配付について説明の後、理事者からの報告がありました。

（1）大阪広域水道企業団と水道事業との統合に向けての検討協議に関する覚書の締結について、（2）配水管布設工事（大庭三島連絡管・守口市）における事故について、

（3）豊能水道事業の料金改定に伴う議席配分について、以上3点について説明の後、企業長及び理事者が退席し次回全員協議会の日程、議事運営その他の確認がされました。

その他として、（1）新たな任期に係る企業団議会の会議日程について、（2）議会運営に係る確認事項及び事例集の整備について、（3）来期（令和4年7月から）の定数配分について説明があり終了いたしました。

その後、引き続き議員定数等調査委員会が行われ、議員定数、定数配分など議会構成の在り方について議論されましたが、結論には至らず、議長団が堺市議会を訪問し意見交換を行い、本会議終了後詳細について報告するとし閉会いたしました。

本会議は、2月15日午後0時30分からの全員協議会の後、午後1時より開催されました。諸般の報告として、定期監査結果の報告、工事監査結果の報告及び例月現金出納検査結果の報告、説明者の通知がされました。

次に、企業長より企業団運営方針の報告がありました。

次に、議案の上程がされました。

第1号議案大阪広域水道企業団水道企業条例一部改正の件については、村野浄水場階層系後ろ過施設の設置に当たり、事業認可に係る軽微な変更届に合わせたものです。

第2号議案大阪広域水道企業団個人情報保護条例一部改正の件については、引用する法律の名称等を改めるものです。

第3号議案令和3年度大阪広域水道企業団水道事業会計補正予算の件、第4号議案令和3年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計補正予算の件、第5号議案令和4年度大阪広域水道企業団水道事業会計予算の件、第6号議案令和4年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計予算の件、以上6議案が上程され、一般質問が通告に基づき行われ、4名の議員が質疑応答されました。その後、討論の通告がございませんでしたので、6議案は一括議題とし採決され、全員異議なく、原案どおり決定いたしました。

最後に、議長より報告があり、堺市議会訪問等の結果、現時点で今期の定数等調査委員会の開催は見送りとし、次期議会へ報告書として申し送りをすることに決まりました。

なお、詳細は資料等がございますので、ご覧いただければと思います。

以上、簡単ではございますが、大阪広域水道企業団議会の報告といたします。

○千福議長 ありがとうございます。

以上で諸報告を終わります。

~~~~~

○千福議長 日程第4、議案第5号専決処分（令和3年度千早赤阪村一般会計補正予算（第13号））の承認を求めることについてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第5号は、令和4年2月1日付で専決処分しました令和3年度千早赤阪村一般会計補正予算（第13号）について議会の承認を求めるものでございます。

本議案は、新型コロナウイルスワクチン接種対象者の増加見込みに対応する経費及び給食センター自動フライヤー更新費用を補正するものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、ご承認賜りますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

○千福議長 詳細説明を日谷総務課長。

○日谷総務課長 それでは、議案第5号、令和4年2月1日付で専決処分いたしました令和3年度千早赤阪村一般会計補正予算（第13号）につきまして説明をさせていただきます。

歳入歳出それぞれ1,164万7,000円を追加し、予算総額を36億1,077万6,000円とするものでございます。

それでは、10ページをご覧いただきたいと思います。

まず、歳出でございます。

衛生費の新型コロナウイルスワクチン接種事業費及び職員人件費につきましては、厚生

労働省事務連絡等において追加接種を1回目、2回目の接種から8か月の経過を待たずに速やかに実施する旨が示されたことに伴い、3回目集団接種等における接種対象者の増加見込みに伴う臨時接種委託料と職員手当等の増額でございます。

その下の教育費の給食センター関係経費は、自動フライヤーの故障に伴う機器買換えに係る経費でございます。

次に、8ページをご覧いただきたいと思います。

歳入でございます。

国庫負担金は新型コロナウイルスワクチン接種事業負担金、国庫補助金は新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金でございます。

繰入金は、財政調整基金繰入金でございます。

以上、説明とさせていただきます。

○千福議長 お諮りします。

議案第5号につきましては、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって議案第5号については委員会付託を省略します。

これより議案第5号に対する質疑に入ります。

ありませんか。

田村議員。

○田村議員 新型コロナウイルスワクチン接種事業費、こちらが422万9,000円の計上をされておりますけれども、現状の3回目接種の進捗状況がどうなっているのかをお伺いできますでしょうか。

○千福議長 西口課長。

○西口健康課長 3回目接種の進捗状況でございますが、昨年12月から3回目接種のほうが始まっているんですけれども、現在の時点で18歳以上で2回目接種を終了して3回目接種も終了した人に関しては、約45%となっております。65歳以上に限ると、大体7割の方が接種を終了しているところでございます。

以上です。

○千福議長 田村議員。

○田村議員 分かりました。どうもありがとうございます。

続きまして、給食センター関係経費の機械器具費なんですけれども、フライヤーの故障

ということでお伺いしておりますけれども、故障したフライヤーというのはいつぐらいに購入したものなのかお伺いできますでしょうか。

○千福議長 森田課長。

○森田教育課長 故障いたしましたフライヤーでございますけれども、平成5年から使用を続けておったものでございます。

以上でございます。

○千福議長 田村議員。

○田村議員 どうもご答弁ありがとうございます。

そういう方向に詳しくないんで分からないんですけれども、フライヤーというのは耐用年数等は定められているものなんでしょうか。もし定められているものでしたら、耐用年数を超えているのかどうかお伺いしたいと思います。

○千福議長 森田課長。

○森田教育課長 調理器具の耐用年数という明確には定めはございませんけれども、10年程度の使用を目安にということでございます。

以上でございます。

○千福議長 田村議員。

○田村議員 分かりました。定めはない、まあ10年以上ということで、ということは、こちらの給食センターにあるほかの備品も10年を経過したものが相当多くなってきているというのが現状なんでしょうか。

○千福議長 森田課長。

○森田教育課長 ほかの調理器具につきましても更新の計画を定めておりまして、計画に基づきまして、あとは財政負担等も種々検討いたしまして随時更新をしておるところでございます。

○千福議長 田村議員。

○田村議員 ちょっとよく分からなかったんですけれども、随時更新している、そして耐用年数は10年程度。だとすると、このフライヤーというのは更新を既にされていたはずのものではないんですか。

○千福議長 森田課長。

○森田教育課長 耐用年数はおおむね10年ということでの目安ということございまして、これまでも大きな故障もなく使っておったところでございます。軽微な故障等はございましたけれども修理しながら使っておったというところで、実は今回専決をお願いする前に、新年度予算で更新の予算ということで計画上位置づけしておったところござい

すけれども、急遽壊れてしまったということで、今回専決処分をお願いしたというところでございます。

○千福議長 田村議員。

○田村議員 分かりました。実際10年程度、平成5年購入ということは現状で30年程度経過しているというところで、恐らくほかの器具も相当年数がたっているものも多のかなというふうに思います。また更新計画等を見せていただくことができれば、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○千福議長 ほかに質疑はありませんか。

井上議員。

○井上議員 まず1点目、今の田村議員の関連なんですけど、フライヤーが今回壊れたわけなんですけど、そのときは例えば調理とかはどうされてたんですか。

○千福議長 森田課長。

○森田教育課長 現在壊れた状態でごさいますして、フライの業務用の鍋で天ぷらを揚げる大きな鍋があるんですが、それで今手作業で調理をしておるといふ状況でごさいます。

以上でごさいます。

○千福議長 井上議員。

○井上議員 ありがとうございます。

ほかの機器についてもそうやと思ひなんですけど、緊急で故障した場合とかの対応とかは常に考えておられるんでしょうか。

○千福議長 森田課長。

○森田教育課長 今回、1月26日に油の入っているところから内部の腐食によって、内部の断熱材が一部油に混ざったということで判明したところでして、当日に急遽事業者さんに見てもらったといふところなんですけど、この状態ではもう修理できないといふことの判断をされて、今回専決処分をささせていただきますして急遽予算措置をささせていただきますしてごさいます。

以上でごさいます。

○千福議長 井上議員。

○井上議員 ちょっとかみ合わなかつたかなと思ひなんですけど、ほかの機器とかも、点検もそうなんですけど、日常使うに当たってチェックするとかそういう体制にあるのかといふのと、もし故障した場合の対応はすぐ可能なのかどうかといふのを知りたいなと思ひたんですけど。

○千福議長 森田課長。

○森田教育課長 すみません、ほかの機器ですけれども、基本的にボイラー関係等々につきましては定期的な保守点検というのを常日頃からやっておるところでございますけれども、今回のこういう調理器具につきましては、日々の調理の中で不具合がないかどうかというところを、調理員とうちの給食センターの職員と日々状況を見ながらというところで、万が一故障等々があれば、緊急を要する場合ということであれば業者等々の連携はしっかりできておるところでございます。

以上でございます。

○千福議長 井上議員。

○井上議員 分かりました、ありがとうございます。

今回、大きい機械が壊れたんですけど、いきなり壊れると復旧が大変だというものに関しては、やはり定期的に点検をしたほうがいいんじゃないかなという感じがいたしました。この件に関しては以上です。

あと、コロナウイルスワクチンの接種事業のほうなんですけど、今回3回目ということまで接種が進んでるんですけど、一部の住民さん、特に年配の方は会場まで移動が困難な方もたくさんおられると思うんですけど、そのあたり、移動手段としてプランとしてはどういうふうに考えておられるのかお聞かせ願いたいと思います。

○千福議長 西口課長。

○西口健康課長 ワクチン接種の移動手段ですが、高齢者に関しましては、2回目接種で送迎をP L 錬成会館までされた方については、送迎のほうをさせていただいています。それ以外の方については、75歳以上の方につきましてはタクシーチケット、また身体障害者の方も利用できるかなと思うんですが、そういったもののご紹介をさせていただいているということになります。

以上です。

○千福議長 井上議員。

○井上議員 その対象に漏れるというか、それからはみ出す方ってたくさんおられると思うんですけど、そのあたりの方については何か考えとか、こうしたほうがええんちゃうかなとかというのはあるんでしょうか。

○千福議長 西口課長。

○西口健康課長 いろいろなお相談にはコールセンターのほうで受付をさせていただきますが、特段送迎に関しての苦情というものはたくさんある状況ではございません。

2回目接種で送迎された方は基本送迎が要る方ということになりますので、その方々の

送迎をさせていただいていますので、特段たくさんの苦情を受けているということはありませんので。あと、区長会のほうで、送迎について地区のほうでもできる限りご協力できる範囲ではお願いしますということも言わせていただいていますので、地区内での送迎等もされている地区もあるということはお聞きしています。

以上です。

○井上議員 分かりました、ありがとうございました。

○千福議長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○千福議長 ほかにないようですので、質疑を終結します。

これより議案第5号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 これにて討論を終結します。

本案にご意見ありませんか。

(「意見なし」の声あり)

○千福議長 これより議案第5号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

~~~~~

○千福議長 次に、日程第5、議案第6号千早赤阪村の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第6号は、千早赤阪村の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定についてでございます。

本議案は、公職選挙法の一部改正に伴い、町村の選挙における立候補に係る環境の改善を図るため選挙公営の対象が拡大されたことから、本条例を制定するものでございます。

ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由並びに説明といたします。

○千福議長 ただいま議題となっています議案第6号は、総務民生常任委員会に付託しま

す。

~~~~~

○千福議長 日程第6、議案第7号千早赤阪村情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例制定についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第7号は、千早赤阪村情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例制定についてでございます。

本議案は、情報通信技術を活用した行政の推進を図るため、本村の条例案、本村の機関が定める規則等に基づく申請、届出その他の手続に関し、従来 of 書面による手続に加えて、情報通信技術を利用する方法により行うことができるよう本条例を制定するものでございます。

ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由並びに説明といたします。

○千福議長 ただいま議題となっております議案第7号は、総務民生常任委員会に付託します。

~~~~~

○千福議長 日程第7、議案第8号押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例制定についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第8号は、押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例制定についてでございます。

本議案は、住民の利便性の向上や行政事務の効率化を果たすため、全庁的に押印の見直しに伴い、関係条例について所要の改正を行うものでございます。

ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由並びに説明といたします。

○千福議長 ただいま議題となっております議案第8号は、総務民生常任委員会に付託します。

~~~~~

○千福議長 日程第8、議案第9号千早赤阪村監査委員条例の改正についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第9号は、千早赤阪村監査委員条例の一部改正についてでございます。

本議案は、監査体制の見直しに伴い、監査委員の定数を3人から2人に減員するため、所要の改正を行うものでございます。

ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由並びに説明といたします。

○千福議長 ただいま議題となっております議案第9号は、総務民生常任委員会に付託します。

~~~~~

○千福議長 日程第9、議案第10号職員の育児休業等に関する条例の改正についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第10号は、職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてでございます。

本議案は、国家公務員の育児休業等に関する法律改正についての意見の申出に基づき、非常勤職員の育児休業等取得要件の緩和等について所要の改正を行うものでございます。

ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由並びに説明といたします。

○千福議長 ただいま議題となっております議案第10号は、総務民生常任委員会に付託します。

~~~~~

○千福議長 日程第10、議案第11号千早赤阪村消防団条例の改正についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第11号は、千早赤阪村消防団条例の一部改正についてでございます。

本議案は、消防団員の処遇改善をするための令和3年4月消防団員の報酬等の基準が策定されたことを踏まえ、災害などの活動実態に応じた適切な報酬及び費用弁償が支給されるよう所要の改正を行うものでございます。

ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由並びに説明といたします。

○千福議長 ただいま議題となっております議案第11号は、総務民生常任委員会に付託します。

~~~~~

○千福議長 日程第11、議案第12号千早赤阪村消防団員等公務災害補償条例の改正に

ついてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第12号は、千早赤阪村消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてでございます。

本議案は、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律が公布され、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部が改正されることに伴い、令和4年4月1日から年金担保貸付事業が廃止されることから所要の改正を行うものでございます。

ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由並びに説明といたします。

○千福議長 ただいま議題となっております議案第12号は、総務民生常任委員会に付託します。

~~~~~

○千福議長 日程第12、議案第13号令和3年度千早赤阪村一般会計補正予算（第14号）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第13号は、令和3年度千早赤阪村一般会計補正予算（第14号）についてでございます。

本議案は、歳入歳出それぞれ9,718万1,000円を減額いたしまして、予算総額を35億1,359万5,000円とするものでございます。

主な内容でございますが、まず歳入におきましては、村税、地方交付税等の一部財源及び国庫支出金及び府支出金、繰入金、村債、その他特定財源の決算見込みに伴う増減などの補正でございます。

一方、歳出につきましては、財政調整基金積立金の増額や引越しワンストップサービス実施に伴う住記システムの改修に係る経費の増額、国民健康保険特別会計診療施設勘定への繰出金のほか、決算見込みに伴う不用額等の減額などでございます。

ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案の理由並びに説明といたします。

○千福議長 ただいま議題となっております議案第13号は、総務民生常任委員会及び文教建設常任委員会に付託します。

~~~~~

○千福議長 日程第13、議案第14号令和3年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正



予算（第3号）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第14号は、令和3年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

事業勘定につきましては、歳入歳出それぞれ3,299万円を減額いたしまして、予算総額を8億2,979万6,000円といたすものでございます。

主なものにつきましては、歳入は府支出金や繰入金の減額、歳出は実績見込みに伴う総務費、保険給付費、保健事業費など不用額の減額でございます。

診療施設勘定につきましては、歳入歳出それぞれ737万6,000円を追加いたしまして、予算総額を3,474万3,000円といたすものでございます。

主なものにつきましては、歳入は繰入金の実績見込みに伴う増額、歳出は一般管理費の令和2年度分の千早赤阪村国民健康保険診療所運営事業赤字補填による増額及び実績見込みに伴う減額でございます。

ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由並びに説明といたします。

○千福議長 ただいま議題となっております議案第14号は、総務民生常任委員会に付託します。

~~~~~

○千福議長 日程第14、議案第15号令和3年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第15号は、令和3年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

本議案につきましては、歳入歳出それぞれ2,097万2,000円を減額いたしまして、予算総額を5億6,664万1,000円とするものでございます。

歳入の主な内容でございますが、保険料、国庫支出金、支払基金交付金、府支出金などの特定財源の増減及び繰入金の減額などでございます。

歳出につきましては、総務費の不用額の減額、保険給付費、地域支援事業の増減並びに財源更正や基金積立金の補正などでございます。

ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由並びに説明といたします。

○千福議長 ただいま議題となっております議案第15号は、総務民生常任委員会に付託し

ます。

~~~~~

○千福議長 日程第15、議案第16号令和3年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第16号は、令和3年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

歳入歳出それぞれ96万9,000円を追加いたしまして、予算総額を1億2,680万2,000円とするものでございます。

主な内容でございますが、歳入につきましては後期高齢者医療保険料の増額などございます。

歳出につきましては、広域連合納付金の増額などございます。

ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由並びに説明といたします。

○千福議長 ただいま議題となっております議案第16号は、総務民生常任委員会に付託します。

~~~~~

○千福議長 日程第16、議案第17号令和3年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第17号は、令和3年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてでございます。

本議案は、歳入歳出それぞれ1,376万6,000円を減額いたしまして、予算総額を2億3,156万1,000円とするものでございます。

主な内容でございますが、小吹台中継ポンプ場改築基本検討業務など決算見込みによる不用額の減額によるものでございます。

ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由並びに説明といたします。

○千福議長 ただいま議題となっております議案第17号は、文教建設常任委員会に付託します。

~~~~~

○千福議長 日程第17、議案第18号令和3年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計補

正予算（第3号）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第18号は、令和3年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

歳入歳出それぞれ188万円を減額いたしまして、予算総額を4,047万2,000円とするもので、不用額が生じたための補正でございます。

ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由並びに説明といたします。

○千福議長 ただいま議題となっております議案第18号は、文教建設常任委員会に付託します。

~~~~~

○千福議長 日程第18、議案第19号河南町、太子町及び千早赤阪村介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第19号は、河南町、太子町及び千早赤阪村介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議についてでございます。

本議案は、河南町、太子町及び千早赤阪村の3町村で締結しております介護認定審査会共同設置規約第3条に規定する執務場所が、基本協定に基づき本年4月1日から千早赤阪村役場に変更となることから、規約の変更に関する協議を行うものでございます。

ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由並びに説明といたします。

○千福議長 ただいま議題となっております議案第19号は、総務民生常任委員会に付託します。

ここで休憩を行います。

11時5分からの再開といたしますので、よろしく申し上げます。

午前10時52分 休憩

午前11時05分 再開

○千福議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○千福議長 日程第19、議案第20号令和4年度千早赤阪村一般会計予算から日程第23、議案第24号令和4年度千早赤阪村下水道事業特別会計予算の5議案を一括議題とします。

提案者の説明並びに村政運営方針を求めます。

南本村長。

○南本村長 ただいま一括上程されました日程第19、議案第20号から日程第23、議案第24号までは、令和4年度の一般会計及び特別会計予算でございます。提案申し上げるに当たり、村政運営方針をもって所信の一端を申し述べ、議員各位並びに村民の皆様の村政に対する一層のご理解とご協力をお願いいたします。

まず初めに、令和3年度を振り返りますと、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、外出の自粛や施設の時短要請など、皆様には多大なご協力をお願いしました。そのような中、命と健康を守ることが第一の使命と受け止め、現在実施している3回目のワクチンの集団接種など、職員が一丸となり、知恵を絞り、汗をかき、これまでに経験したことのない新型コロナウイルスに立ち向かってまいりました。今後も全力で取り組んでまいりますので、さらなるご協力をお願いいたします。

さて、昨年新たに策定しました第5次千早赤阪村総合計画が4月からスタートします。地域コミュニティを大切に、人々が絆を結び、多くの健やかな笑顔と村にしかない唯一のものとお出会う「元気なあいさつで みんなで創る 「唯一」と である 金剛山のむら」の実現に向け、村政運営に全力で取り組んでまいりますので、皆様のご支援とご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、令和4年度予算について申し上げます。

まず、直近の令和2年度決算について触れさせていただきますと、自主財源の要である村税は全体の僅か12.3%と年々低下しています。財源は、地方交付税や地方債などに依存せざるを得ず、自立的な行財政運営を持続する上ではますます厳しい状態になっております。

いまだ新型コロナウイルス感染症の感染拡大及びその影響は継続しており、停滞した経済活動や疲弊した地域経済の回復には時間が必要かと思えます。また、少子・高齢化の進展により社会保障関係経費が引き続き増加する中、新庁舎の建設や老朽化した公共施設の大規模改修、自然災害等の防災対策をはじめ、第5次千早赤阪村総合計画や千早赤阪村過疎地域持続的発展計画に掲げる事業を実現するためには、多額の費用を要します。

令和4年度予算編成は、このような状況を踏まえ、社会情勢の変化に的確に対応しながら、費用対効果を見極め、特に必要と認められる事業に重点配分するなど、職員一人一人が経営感覚を持ち、限られた財源を効率的かつ効果的に配分し、村民の皆様の声を少しでも多く反映した予算を編成しました。

主な予算としましては、昨年度に引き続き新庁舎に関する経費を計上しているほか、新

型コロナワクチン接種事業経費、くすのきホールの天井耐震改修経費、防災行政無線改修等経費などを計上し、大がかりな予算となりました。

令和4年度の当初における一般会計は、対前年度比24.9%増の37億6,869万1,000円となっています。

特別会計の総額予算は18億7,163万8,000円で、一般会計及び特別会計の総額は56億4,032万9,000円となりました。

それでは、具体的に令和4年度に取り組む主要な施策について、新たに策定しました第5次千早赤阪村総合計画における村づくりの基本目標の5つの基本柱に沿って、ご説明させていただきます。

基本柱1、「子育て・健康・医療・福祉～子どもから大人まで支えあい健やかに過ごせるむら～」。

まず、子育て支援の推進については、子どもを安心して出産し健やかに育てる切れ目のない支援体制を強化するため、子育て支援拠点ひまわりなど3拠点の運営を着実にを行い、子育て世帯に寄り添う相談支援を行いつつ、様々なニーズに対応します。

子ども医療費助成制度では、子どもの健全な育成と子育て世帯の負担軽減を図るため、対象年齢を現行の中学3年生相当年齢から高校3年生相当年齢まで引き上げます。

幼児教育では、公私連携幼保連携型認定こども園と協定を結び、就学前の幼児教育・保育と学校教育の連携に努めているところです。今後も様々な交流を進めながら、国基準に村独自の上乗せをした幼児教育・保育の無償化施策を継続し、子育て世帯の負担軽減を図ります。

これらの施策を推進し、安心して妊娠、出産、子育てができ、笑顔で暮らせる村を目指します。

健康増進、疾病予防の推進については、各種健診や予防接種の周知、勧奨、各種がん検診等の無償化を継続し、疾病予防や病気の早期発見、早期治療に努めます。

新型コロナワクチン接種では、引き続き新型コロナウイルス感染症の蔓延を予防するため、迅速かつ適切に接種ができるよう実施体制、相談体制を確保します。

国民健康保険診療所では、引き続き診療体制の充実及び地域医療の推進に努めるとともに、今後の村における地域医療の在り方を検討します。

これらの施策を推進し、心も体も健康で生き生きと暮らせる村を目指します。

福祉の充実については、関係部署の積極的な連携による重層的な支援体制の構築により、相談、支援を充実します。

また、互いに協力、連携する意識を高め、地域ぐるみで支え合い助け合える体制を構築

し、地域福祉活動のさらなる活性化に取り組みます。

高齢者福祉では、超高齢社会に対応するため、福祉サービスや生活支援を充実します。

また、高齢者が住み慣れた地域で生き生きと安心して暮らせるよう、介護保険制度の確実な運営や地域包括支援センターを中心とした介護予防を積極的に実施し、地域包括ケア体制のさらなる強化に取り組みます。

さらに、高齢者の健康の保持、増進のため、保健事業と介護予防などを一体的に実施します。

国民健康保険では、平成30年度から大阪府が財政運営の責任主体となり、大阪府で唯一の国保として運営されており、保険料も令和6年度に統一される予定です。村の保険料については、被保険者への経済的な影響を考慮しつつ、基金を活用しながら令和4年度から段階的に引き上げます。

これらの施策を推進し、生きがいを持ち、地域の中で安心して暮らせる村を目指します。

次に、基本柱2、「産業・地域振興・観光～地域の恵みを生かした人がつながるむら～」。

地域産業の振興については、企業誘致では村内外で活動されている事業者の方々とヒアリングを行い、その結果を踏まえ、働く場の創出をより一層推進します。

農業の振興では、安定的な収入の確保や農業所得の向上、継続的な農業経営を図るべく、ビニールハウスでの栽培者や栽培を検討している皆様に対し、ビニールハウスを新たに購入する費用の一部を補助します。

また、遊休農地の減少、村内における営農者数の増加や地場産品の増加などを目的に、遊休農地で農地中間管理事業を活用する転借人に対し、初回の草刈り作業委託費の一部を補助します。

有害鳥獣対策では、引き続き電気柵などの設置補助や鳥獣被害対策実施隊による活動を支援し、農作物への被害防止を図ります。

林業の振興では、森林環境譲与税を活用し、引き続き林業事業者などに対し、林道整備や条件不利地域での切捨て間伐、また間伐材の搬出を支援し、山林災害の防止、林業の活性化に取り組みます。

また、おおさか河内材の魅力を大阪府内外に発信するため、近隣市町と連携し積極的にPRに努めるとともに、将来を担う子どもたちに林業や森林の役割、大切さを肌で感じてもらい、林業に対する意識を醸成します。

商工業の振興では、富田林商工会や大阪府、南河内地域の市町などと連携を図り、創

業、起業を目指す方に対してセミナーを実施するなど、起業支援を推進します。

これらの施策を推進し、地域の恵みが生きる元気な村を目指します。

観光・交流の促進については、民間の外部人材を活用するため、地域おこし協力隊や新たに地域活性化起業人制度を取り入れ、集落の活性化や人々の交流を図り、活気ある村づくりに取り組み、また楠公生誕地周辺における地域活性化、交流拠点整備についての調査研究を進めます。

観光資源を活用し、観光協会をはじめ近隣市町とも連携し、にぎわいづくりと魅力の向上に取り組みます。

これらの施策を推進し、何度も来たいと思う、人がつながる村を目指します。

移住・定住の促進については、村民の皆様が安全に村に住み続けられるよう、空き家調査や新築マイホームの取得、空き家改修に係る費用の補助を引き続き実施し、空き家化を未然に防止し、利活用を促進させ、生活環境を維持して、住みたい、住み続けたい村を目指します。

次に、基本柱3、「教育・文化・生涯学習・人権～心の豊かさをはぐくむむら～」。

学校教育の推進については、子ども一人一人の生きる力の基礎を養うため、小規模校の特色を生かし学力の向上と教育力を充実し、確かな学力とともに豊かでたくましい人間性や健やかな体を育む教育に取り組みます。

令和3年度から、小・中学校においてGIGAスクール構想による1人1台のタブレット端末を活用した学習活動に取り組んでいます。令和4年度からは、連携協定を結んでいる大阪教育大学から情報教育推進コーディネーターを招聘し、教職員に対する具体的な指導、助言をいただき情報教育を推進します。

外国語教育では、引き続き小学校から中学校までのつながる英語教育を推進するため、体験型英語教育事業の効果検証による見直しを行い、さらなる充実を図ります。

また、中学生の英語検定の成績を分析し、向上策を学校と共に考え、検定料の助成を継続します。

学校給食では、給食センターを適切に管理し、安全・安心でおいしい給食の提供に努めるとともに、令和4年度から学校給食の無償化を村単独経費で実施し、子育て世帯を応援する施策を推進します。

これらの施策を推進し、未来を切り開く、心豊かでたくましい子どもを育む村を目指します。

社会教育の充実については、施設の安全管理対策など、施設の適切な維持管理に努めます。

また、ターゲットを絞った生涯学習講座や関係団体、地域と連携した文化、スポーツ事業などの施策を推進し、生涯学び、楽しむことができる村を目指します。

続きまして、歴史文化の保存、活用については、郷土資料館における新たな企画展や楠公さん大河ドラマ誘致活動、葛城修験日本遺産を活用した観光施策を推進し来村者の増加に努め、歴史や文化に親しみ、次世代に守り継がれる村を目指します。

人権の尊重については、新たに策定した第2次千早赤阪村人権行政基本方針及び推進プランに基づき、子ども、女性、高齢者の人権問題をはじめ、コロナ差別などの新たに生じる人権問題に対しても研究し周知、啓発活動を行い、お互いに尊重し合える村を目指します。

次に、基本柱4、「安全・安心・生活基盤・環境～自然と共生する住みよいむら～」。

安全・安心の推進については、いよいよ新庁舎工事が始まり、令和4年度内に新庁舎の1期工事が竣工し、役場機能の一部を移転を予定しています。大規模災害が発生した場合には十分な防災機能を発揮し、村民の皆様が安全・安心して利用いただける庁舎の完成を目指します。

災害対策では、地域住民の一人一人が自主的に防災活動を行うことが重要であることから、自主防災組織の育成を通じて被害の低減、地域の防災力の向上を図ります。

また、くすのきホールを基地局として運用している防災行政無線を、新庁舎においても同じ操作ができるよう改良するとともに、音達不良地域の改善を図ります。あわせて、電子メールやSNS等の活用を検討し、情報発信機能の向上を図ります。

新たに無人航空機ドローンを整備し、職員操作研修を行い、災害発生現場での活動に活用します。

さらに、村民の皆様の人的、経済的な被害軽減を目的に、住宅の耐震診断、設計、改修費用、耐震性の低い住宅の撤去費用の一部を補助します。

昨今の自然災害への対応、人口減少や高齢化が進む中で、将来にわたり消防、救急体制の維持強化を図るためには消防の広域化が有効な手段であることから、富田林市消防本部をはじめ、関係機関と検討協議、調整を重ねて進めてまいります。あわせて、千早赤阪村消防団の活動計画に基づき、支援に努めます。

防犯対策では、地域での犯罪等を未然に防止し、村民の皆様が安心して暮らせることができる村づくりを目指すため、昨年度に引き続き防犯カメラを設置します。

これらの施策を推進し、安全・安心に暮らせる村を目指します。

生活基盤の維持と充実については、水道事業では大阪広域水道企業団と連携を図り、将来にわたり安全で良質な水を安定的に供給できるよう努めます。



公共下水道事業では、施設の計画的かつ効率的な維持管理を行うとともに、下水道処理区域外についても合併処理浄化槽の設置補助により水洗化を積極的に推進し、公共用水域の水質汚濁防止、生活環境の向上に努めます。

下水道事業の経営面においては、経営状況を明確化するため、公営企業会計制度の導入を進めます。

村道整備では、老朽化した路面の舗装工事及び橋梁の長寿命化修繕計画による補修を実施することで維持管理に努めるとともに、村道以外の生活道路に対する整備補助を引き続き実施し、生活環境の改善に努めます。

交通安全の確保では、老朽化している道路反射鏡の修繕を計画的に進め、交通環境の整備に取り組みます。

広域道路網整備では、地元の意向を取り入れながら、引き続き早期事業化を大阪府に要望します。

地域公共交通では、将来にわたって誰もが利用できる交通体系の構築に向けて、引き続き公共交通利用料助成事業を実施するとともに、路線バス利用者の利便性向上のため、金剛自動車にICカードシステムを整備導入する補助事業を近隣市町と共同で行います。

これらの施策を推進し、便利で安全な生活基盤のある村を目指します。

自然、環境との共生については、各家庭から排出されるごみの中から再資源化できる有価物を定期的に集団回収している団体に対し奨励金を交付し、ごみの減量化と資源の有効利用を推進します。

また、公害規制関係法に基づく立入検査により各規制基準が適正に遵守されているかを確認するとともに、必要な措置による違反の未然防止を図り、快適な生活空間を形成し、美しい自然環境と共生する村を目指します。

次に、基本柱5、「協働・行政経営～協働と参画による自立したむら～」。

協働と参画の村づくりについては、昨年に引き続き地域が抱える課題を地域自ら解決する支援策として地域活動等総合補助金を交付し、地域活動の支援、強化を図ります。

また、村を次世代につなぐため、「将来の千早赤阪村を考える」をテーマとしたタウンミーティングを実施し、対話により村政に何が必要で何ができるか、そのためにどうすればよいのかを共に考え、村民の皆様が行政に参画できる機会をつくり、みんなのできることを考える村を目指します。

持続可能な自立した村づくりについては、役場内の簡易郵便局の運営や住民票などの証明書の電話予約による休日交付、村税、国民健康保険料などのコンビニ収納やスマートフォン決済を引き続き実施するとともに、村民の皆様マイナンバーカードを取得していた

だき、新たな行政サービスを享受していただけるよう行政手続のオンライン化を推進し、住民サービスの向上、行政運営の簡素化、効率化を図ります。

また、村民、地域団体、事業者、行政などで構成する有識者会議を設置し、施策の方向性や事業案、自己点検結果などについて、関係者と広く意見交換を行います。

さらに、村税などの徴収率の向上に努めるため、滞納整理を強化します。

これらの施策を推進し、持続可能な自立した村を目指します。

シティプロモーションの充実については、従来の広報紙やホームページなどの広報手段に加え、外部人材を活用した広報戦略を推進し、村内外の方が村に対しより一層興味を持っていただけるようSNSなどを利用した情報発信を充実するとともに、村のファンを獲得するため、ふるさと応援寄附金をきっかけとした魅力の発信を継続し、みんなが知りたい、みんなが知っている村を目指します。

以上が今議会にご提案しています令和4年度当初予算と施策の概要です。

村には多くの問題が山積しています。しかし、これらを課題と捉え解決できる仕組みづくりを行い、コロナ禍の難局を村民の皆様と一緒に乗り越えるとともに、新たに策定した第5次千早赤阪村総合計画が形骸化することのないよう一つ一つの課題を解決し、村政運営に全力で取り組んでまいります。皆様のお力添えを賜りますようお願い申し上げます、私の所信の一端といたします。誠にありがとうございました。

○千福議長 続いて、議案第20号から議案第24号の一般会計予算及び特別会計予算について概略説明を求めます。

日谷総務課長。

○日谷総務課長 それでは、議案第20号令和4年度千早赤阪村一般会計予算から議案第24号令和4年度千早赤阪村下水道事業特別会計予算の概略説明を申し上げます。

予算書をご覧いただきたいと思います。

まず、議案第20号令和4年度千早赤阪村一般会計予算でございます。

1ページをお開きください。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億6,869万1,000円と定めるものでございます。

同条第2項の第1表歳入歳出予算につきましては、後ほど予算書附属説明資料によりご説明申し上げます。

第2条は債務負担行為をすることができる事項等について、第3条は地方債の目的や限度額などについて定めるものでございます。

第4条は、一時借入金の最高額を5億円と定めるものでございます。

第5条は、歳出予算の流用について定めております。

6ページをお開きください。

第2表債務負担行為のふるさと応援寄附金事業でございますが、寄附額によって委託料が変動するため、限度額をふるさと応援寄附金事業等に伴い事業者に支払う経費として定めるものでございます。

次の消防広域化共同整備事業は、8市町村で広域的に行う消防通信指令センターに係る経費でございます。

次の大阪府議会議員選挙にかかる委託業務、また次の使用料及び賃借料は、令和5年4月29日任期満了に伴う府議会議員選挙に係る経費でございます。

次の大阪府知事選挙にかかる委託業務、また使用料及び賃借料は、令和5年4月6日任期満了に伴う府知事選挙に係る経費でございます。

次に、第3表の地方債は、起債の目的、限度額、償還期限などについて定めており、記載のとおりでございます。

また、予算書の説明資料といたしまして、108ページから117ページに給与費明細書、債務負担行為に関する調書及び地方債に関する調書を添付しておりますので、後ほどご覧いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第21号令和4年度千早赤阪村国民健康保険特別会計予算でございます。

119ページをお開きください。

第1条は、事業勘定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億5,358万7,000円、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,689万8,000円と定めるものでございます。

同条第2項の第1表歳入歳出予算につきましては、後ほど予算書附属説明資料によりご説明申し上げます。

第2条は、一時借入金の最高額を、事業勘定は3,000万円、診療施設勘定は500万円と定めるものでございます。

第3条は、歳出予算の流用について定めております。

また、予算書の説明資料といたしまして、156ページから159ページ、こちらに給与費明細書、債務負担行為に関する調書及び地方債に関する調書を添付いたしております。

続きまして、議案第22号令和4年度千早赤阪村介護保険特別会計予算でございます。

161ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,706万7,000円と定めるものとございます。

同条第2項の第1表歳入歳出予算につきましては、後ほど予算書附属説明資料によりご説明申し上げます。

第2条は、一時借入金の最高額を5,000万円と定めるものとございます。

第3条は、歳出予算の流用について定めております。

また、予算書の説明資料といたしまして、190ページから194ページに給与費明細書を添付いたしております。

続きまして、議案第23号令和4年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計予算でございます。

195ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,534万1,000円と定めるものとございます。

同条第2項の第1表歳入歳出予算につきましては、後ほど予算書附属説明資料によりご説明申し上げます。

続きまして、議案第24号令和4年度千早赤阪村下水道事業特別会計予算でございます。

207ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,874万5,000円と定めるものとございます。

同条第2項の第1表歳入歳出予算につきましては、後ほど予算書附属説明資料によりご説明申し上げます。

第2条は、地方債の目的や限度額などについて定めるものとございます。

第3条は、一時借入金の最高額を3,000万円と定めるものとございます。

第4条は、歳出予算の流用について定めております。

210ページをお開きください。

第2表の地方債でございますが、起債の目的、限度額、償還期限などについて定めており、記載のとおりでございます。

また、予算書の説明資料としまして、226ページから235ページに給与費明細書、債務負担行為に関する調書及び地方債に関する調書を添付いたしております。

続きまして、歳入歳出予算についてご説明申し上げます。

予算書附属説明資料をご覧ください。

まず、2ページをお開きください。

令和4年度の会計別予算額比較表でございます。

一般会計の総額は37億6,869万1,000円で、前年度と比較いたしまして7億5,095万5,000円、24.9%の増。新庁舎関係経費を除くと2億8,076万1,000円、9.3%の増でございます。特別会計の総額は18億7,163万8,000円で、前年度と比較いたしまして1,594万8,000円、0.9%の増で、一般会計と特別会計を合わせた総額は56億4,032万9,000円で、前年度と比較いたしまして7億6,690万3,000円、15.7%の増でございます。

次に、3ページをお開きください。

一般会計予算の款別内訳の歳入でございます。主なものをご説明させていただきます。

2款地方譲与税から12款交通安全対策特別交付金までは、地方財政計画や過去の実績を勘案し、見込んだものでございます。

22款村債の増は、新庁舎建設事業、防災行政無線整備改良事業、くすのきホール天井耐震工事などに係る起債などの増によるものでございます。

次に、4ページをお開きください。

目的別の歳出予算でございます。主なものをご説明させていただきます。

2款総務費の増は、新庁舎建設関係経費の増によるものでございます。

3款民生費の増は、教育、保育施設等経費の増によるものでございます。

4款衛生費の増は、新型コロナウイルスワクチン接種事業関係経費の増によるものでございます。

6款商工費の減は、金剛山観光事業特別会計廃止に伴う一般会計繰出金の減によるものでございます。

8款消防費の増は、防災行政無線整備改良事業関係経費の増によるものでございます。

9款教育費の増は、くすのきホール天井耐震工事関係経費などの増によるものでございます。

次に、5ページをお開きください。

歳入の自主財源と依存財源の内訳でございます。

歳入全体に占める自主財源の割合は22.4%となっており、そのうち村税は11.9%と低く、非常に厳しい状況が続いております。

右の6ページ、下段の棒グラフは、平成25年度からの推移となっております。平成26年度決算までは、村税の減により自主財源が減少しておりましたが、平成28年度からは、ふるさと応援寄附金の増により自主財源が増加しておりましたが、平成30年度から

再び減少に転じております。

なお、令和3年度以降は予算額となっており、当初予算では財政調整基金などの繰入金  
を計上していたため、増加傾向となっております。

次に、7ページをお開きください。

一般会計予算の性質別内訳でございます。

義務的経費である人件費、扶助費及び公債費は前年度より8.7%増加しており、歳出  
全体の43.8%。その他の経費は前年度より16.9%増加し、歳出全体の42.  
1%。投資的経費は、新庁舎建設関係経費の増により14.1%増となっております。

次に、9ページをお開きください。

村税の状況でございます。

村税の個人は生産年齢人口の減少などにより500万円の減、法人は令和3年度決算見  
込みにより238万円の増、固定資産税の減は新型コロナウイルスの影響を受けた企業の  
徴収猶予分が4年度は減額になること、また土地の評価額の下落によるもので、2,03  
0万円の減を見込んでおります。

下段の棒グラフは平成25年度からの村税の推移で、年々減少しており、令和4年度は  
平成25年度と比較いたしまして約9,800万円の減少となっております。

次に、10ページをお願いいたします。

地方交付税等の状況でございます。

普通交付税、特別交付税及び地方交付税の財源不足を補う臨時財政対策債は、近年の実  
績を基に見込んでおります。

普通交付税は、地方交付税の算定項目に地域デジタル社会推進費などが新設されたこと  
や近年の実績を基に増額を見込んでおります。

次に、11ページをお開きください。

地方債の状況でございます。

本年度予算額6億3,180万円のうち、総務債は、新庁舎建設関係事業債が3億1,  
580万円、防犯カメラ設置補助事業債が210万円、計3億1,790万円。衛生債  
は、水道事業一般会計出資債が3,880万円、浄化槽設置補助事業債が300万円で、  
計4,180万円。土木債は、村道維持工事等に係る村道橋梁整備事業債が4,770万  
円。消防債は、防災行政無線整備改良事業債が9,150万円。教育債は、スクールバス  
運行事業債が500万円、給食調理配送業務委託事業債が3,000万円、くすのきホー  
ル整備事業債が1,790万円、計5,290万円。地方交付税の財源不足を補う臨時財  
政対策債が8,000万円でございます。

下段の棒グラフは、地方債残高の推移でございます。

平成26年度から過疎対策事業債の借入れにより残額が増加傾向にありましたが、過疎対策事業債以外の地方債につきましては減少しており、横ばいの状況でございます。

なお、令和4年度は、新庁舎建設に伴う起債により増額となっております。

次に、12ページをお願いいたします。

基金繰入金の状況でございます。

令和4年度は、財源不足額を財政調整基金から7,397万3,000円、ふるさと応援基金から寄附金の使い道に応じた事業に充当するため4,116万5,000円、公共施設等整備基金から1億5,439万7,000円、村債管理基金から2,337万3,000円、森林環境譲与税基金から1,310万4,000円を繰り入れるものでございます。

次に、13ページをお開きください。

地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。令和4年度一般会計予算では地方消費税交付金を1億1,000万円計上しており、1億1,000万円の17分の7に相当する4,529万4,000円が社会保障施策経費に充当する財源でございます。国から示されている例示を基にし、記載のとおり、社会福祉関係経費、社会保険関係経費、保健衛生関係経費に充當いたしております。

次に、14ページをお願いいたします。

ふるさと応援寄附金が充てられる事業に要する経費でございますが、区長会事業に800万円、移住・定住推進事業に200万円、教育・保育施設等事業に400万円、教育振興事業に1,300万円、給食センター管理運営事業費に700万円、地域活性化事業に200万円、ふるさと応援寄附金事業に516万5,000円、合計4,116万5,000円を充當いたしております。

次の15ページ、16ページは予算額から見た主な指標などを記載しておりますので、後ほどご覧いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、17ページをお開きください。

国民健康保険特別会計予算（事業勘定）でございます。

本年度予算額8億5,358万7,000円で、前年度と比較いたしまして89万1,000円、0.1%の減でございます。

歳入では、国民健康保険料が対前年度1,502万4,000円、12.3%の増、府支出金が142万2,000円、0.2%の減、財産収入が3,000円で9.1%の

減、繰入金が1,449万円、14.8%の減でございます。

歳出では、保険給付費が対前年度296万3,000円、0.5%の減、国民健康保険事業費納付金が234万7,000円、1.1%の増でございます。

続きまして、18ページをお願いいたします。

国民健康保険特別会計予算（診療施設勘定）でございます。

本年度予算額2,689万8,000円で、対前年度と比較いたしまして7万3,000円、0.3%の減でございます。

歳入では、府支出金が対前年度1,000万円、大阪府市町村振興補助金の充当先を一般会計へ移行したことによる皆減、繰入金が992万7,000円、59.6%の増でございます。

歳出では、総務費が対前年度7万3,000円、0.4%の減でほぼ横ばいとなっております。

続きまして、19ページをお開きください。

介護保険特別会計でございます。

本年度予算額5億8,706万7,000円で、対前年度と比較いたしまして7万4,000円でほぼ昨年同様でございます。

歳入歳出とも、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づき予算計上したものでございます。

歳入では、保険料が対前年度137万8,000円、1.2%の減、分担金及び負担金が856万4,000円、国庫支出金が299万円、2.3%の減、支払基金交付金が238万4,000円、1.6%の減、府支出金が120万3,000円、1.4%の減、繰入金が55万7,000円、0.5%の減でございます。

歳出では、総務費が対前年度901万6,000円、32.6%の増、保険給付費が851万4,000円、1.6%の減、地域支援事業費が47万7,000円、1.3%の減でございます。

続きまして、20ページをお願いいたします。

後期高齢者医療特別会計でございます。

本年度予算額1億4,534万1,000円で、前年度と比較いたしまして1,958万4,000円、15.6%の増でございます。

歳入では、後期高齢者医療保険料が対前年度1,523万3,000円、14.9%の増。繰入金455万7,000円、19.6%の増でございます。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金が対前年度1,915万2,000円、1



5. 4%の増でございます。

続きまして、21ページをお開きください。

下水道事業特別会計予算でございます。

本年度予算額2億5,874万5,000円、前年度と比較いたしまして1,574万2,000円、6.5%の増でございます。

歳入では、分担金及び負担金が対前年度47万8,000円、56.7%の減、国庫支出金が707万円、56.8%の増、繰入金が192万7,000円、1.4%の減、村債が1,100万円、27%の増でございます。

歳出では、下水道費が対前年度1,432万5,000円、10.7%の増、公債費が141万7,000円、1.3%の増でございます。

続きまして、22ページをお願いいたします。

金剛山観光事業特別会計予算でございます。

金剛山観光事業特別会計予算につきましては、令和3年度をもって廃止するものでございます。

以上、概略説明とさせていただきます。

○千福議長 ご説明ありがとうございました。

ここで休憩に入ります。

13時より再開しますので、よろしく申し上げます。

午前11時59分 休憩

午後 1時00分 再開

○千福議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより総括質疑に入りますが、令和4年度予算5議案については、議会運営委員会において、それぞれ所管の常任委員会に付託する旨決定していますので、詳細な質疑は常任委員会をお願いいたします。

それでは、5議案に対する総括質疑に入ります。

まず初めに、井上議員。

○井上議員 議席番号2番、公明党井上浩一です。村政運営方針について質問させていただきます。

まず、千早地区の診療所についてですが、老朽化が進み、早期の対応が必要だと思っておりますが、運営経費の問題や補助金との兼ね合いがあり難しい問題だと思っております。地区の方の実情を踏まえ、今後の運営についてどのように考えておられるか伺います。

次に、企業誘致については、具体的な検討事項や計画は存在するのでしょうか。また、

将来的イメージは描けているのでしょうか。

林業の振興では、森林環境譲与税等の活用で継続的に取り組むとのことですが、計画的に将来像を見据え行われているのか、具体的にどのようなものなのか。また、林業への意識醸成とありますが、施策として実行される予定はあるのでしょうか。

観光・交流の促進については、誕生地周辺の拠点整備となりますが、将来像としてどのように考えておられるのか伺います。

移住・定住の促進については、現状の施策の延長線上なのか、または別の新しい展開を考えておられるのか伺います。

関連いたしまして、村にある古民家等を歴史的建造物として保存、活用するような考えはないのでしょうか。

歴史文化の保存、活用については、村内に点在する史跡、文化財が現状では十分な保存、活用に至っていないと感じますが、どのように考えておられるのでしょうか。

安全・安心の推進については、自主防災を進めておられますが、個別避難計画等の達成目標はあるのでしょうか。

生活基盤の維持と充実については、長年課題となっている地域公共交通の将来像をどのように考えておられるのか。

自然環境との共生については、最近問題になっていますプラスチックごみ等もそうですが、ごみ処理場での火災の原因となるバッテリーや空き缶類の分別回収について、改善されるような考えはないのでしょうか。

最後に、持続可能な自立した村づくりについてですが、デジタル化の導入によりデジタル弱者が生まれています。このあたりの対策として、何か考えておられるのか伺いたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

○千福議長 答弁者、南本村長。

○南本村長 それでは、総括質疑についてご答弁申し上げます。

まず、千早診療所の今後の運営については、人口減少に伴い年々受診者数が減少傾向にあることや、施設の老朽化も進んでおり、改修あるいは廃止といったことも含めて総合的に考えなければならない状況にあります。いずれにいたしましても、住民の皆様の声を聞きながら検討を進めてまいります。

次に、地域産業の振興、企業誘致については、令和4年度はさらに私自身が村内外の事業主とお会いする機会を増やしてまいります。あわせて、事業内容や事業規模に合わせた支援を行うため、引き続き創業支援事業を実施し、さらには土地利用計画や時代の流れに

合った新しい支援策の検討を行い、企業誘致を進めてまいりたいと考えております。

次に、地域産業、林業の振興については、森林の将来像を見据えた森林整備計画を策定しており、間伐搬出利用促進事業や条件不利森林間伐事業などを進めるとともに、今後森林環境譲与税をさらに活用し、市町村が主体となる森林計画制度に基づいて森林への適切な経営管理を促進する予定です。

また、林業に対する意識醸成を図るため、小学生を対象とした森林環境教育事業を実施してまいります。

次に、観光・交流の促進についての楠公誕生地周辺における地域活性化、交流拠点の整備については、第5次千早赤阪村総合計画では重点施策として、産業振興と働く場のある村づくり、誰もが暮らし続けたいとなる人の流れをつくる村づくりと位置づけており、その核となす拠点として、地域経済循環の向上に資する新しい地域活性化、交流拠点の整備が可能であるか、また国、府からの財源の確保など調査研究を進めてまいります。

次に、移住・定住の促進については、第5次千早赤阪村総合計画にも位置づけられているとおり、できる限り本村で安全・安心して長く住み続けていただけるよう、古民家をはじめとする昭和56年以前の耐震基準を満たさない住宅の耐震化事業と併せて進めてまいりたいと考えます。

次に、歴史文化の保存、活用については、これまでと同様村の文化財や史跡の保存を行いつつ、村立郷土資料館の充実や学校教育における活用も進めてまいります。

次に、安全・安心の推進については、全地区において個別避難計画の作成並びに自主防災組織の組織づくり、それぞれ目標100%達成を目指してまいります。

次に、生活基盤の維持と充実、地域公共交通については、千早赤阪村総合交通計画に基づき、持続可能な公共交通体系を構築してまいりたいと考えております。

次に、自然環境との共生、ごみの分別の改善については、今後ごみの排出量を抑制するとともに、できる限り資源化を図り、環境に負荷をかけないごみ処理を推進します。

また、リチウムイオン電池等小型家庭電池が原因と見られる火災事故が発生していることから、役場1階住民課に回収ボックスを設置し、分別回収へのご協力をお願いしているところでございます。

最後に、持続可能な自立した村づくり、デジタル弱者の対策については、相談、助言などの援助を受けることができるよう、国庫補助金の活用を含め関係所管課と連携し必要な施策を講ずるよう努めてまいります。

以上、答弁といたします。

○千福議長 続いて、平田議員。

○平田議員 自民党無所属の会平田常信です。会派を代表して総括質疑させていただきます。

令和3年度南本村政においては、蔓延する新型コロナウイルスの感染症対策に奔走される日々であったのではないかと思います。この1年、感染拡大の波は第4波、第5波、第6波と激しく推移し、そのたびに国の方針も変わり大変な状況下であったにもかかわらず、富田林医師会様のご協力のもと、いち早くワクチン接種に対応していただき、その結果多くの村民の皆さんが2回目の接種ができ、府内でも1番の接種率であると担当課長から報告いただいています。また、3回目の接種も素早く取りかかっていたいただき、村長をはじめ担当課職員の皆さん、ご協力いただいた富田林医師会の皆さんへ改めて感謝の意を表します。ありがとうございました。

また、長年の懸案事項でもあった新庁舎建設が、ついにスタートしました。村民の皆さんも、新庁舎建設はいつ始まるのか、本当に建つのかと気にかけていただいていたかと思います。役場庁舎とは村のシンボルであり、新庁舎は村民の皆さんが集えるような場所になっていただきたい。また、村に観光などで訪れる方々への交流の場にしていただきたい。そして、我々議員も、新庁舎で村長と村の将来について熱い議論を重ねていきたいと私は思っています。

そこで、令和4年度村政運営方針について村長へ質問させていただきます。

まず初めに、先ほども申し上げましたが、令和3年度はコロナ対策に始まりコロナ対策に終わると表現してもおかしくない年度であったかと思いますが、そのほかにも様々な事業を実施してこられたかと思います。令和4年度予算編成では、当然令和3年度の事業実績を効果検証した上で、令和4年度では事業継続または事業廃止などを決断されたと思います。

そこで、令和3年度の事業全般を村長はどのように自己評価されているのかをお伺いします。

次に、令和4年度は、第5次総合計画や過疎地域持続的発展計画に掲げる事業を実現するため、その足がかりとして新庁舎建設経費や防災行政無線改修などの経費、村道整備の推進など多額の費用を計上されています。しかし、村税は人口減少、若者の転出、高齢化の進展により住民税は減少、土地の価格の下落などが起因し固定資産税も年々減少しています。その上、いつまで続くか予想できない現状のコロナ禍においては、経済活動の停滞により企業の営業不振による収益の減、また雇用、就業にも多大な影響を及ぼしています。このような社会情勢を鑑みても、さらに住民税の減収等は避けられません。よって、自主財源の減収は容易に想定することができます。村長も、地方交付税などの依存財源頼

みの予算では自立的な行財政運営を維持する上でますます厳しいと認識されておられると思います。村長は、今後の財政運営をどのように考えておられるのかをお伺いします。

次に、今年度は新庁舎建設など多額の費用を要しますが、村の課題はそれだけではありません。私は、人口減少や少子・高齢化の進展は重要な課題であると認識しています。特に、村は少子・高齢化の進展が南河内地域においても相当進んでいると思われます。人口の減少を抑制するべく、基本柱1の子育て支援の推進は積極的に実施していただきたい。特に、働く世代の移住・定住を図るためにも、小・中学校の整備、就学前の幼児、児童教育については重要であると思います。

そこで、幼児教育ではこども園と協定を結び、就学前の幼児教育・保育と学校教育の連携に努めると村長は述べておられますが、では具体的にどのように考えておられるのかをお伺いします。

また、子育て世代だけでなく人生100年時代を迎え、高齢者施策も重要な取組になろうと思います。この村を支えてきたと言っても過言ではない団塊の世代の方々が、いよいよ後期高齢者に該当するようになってきました。基本柱1の福祉の充実での、超高齢社会に対応するため、福祉サービスや生活支援を充実するとありますが、村長はどのように施策を考えておられるのかをお伺いします。

最後に、村長は自ら営業マンとなってトップセールスを行い、税収アップの施策として企業誘致やにぎわいづくりを行うと公言されています。観光・交流の促進の楠公誕生地周辺における地域活性化、交流拠点整備についての調査研究は、まさにこのような施策だろうと私は推測しています。企業誘致やにぎわいづくりは容易なことではないと思いますが、今回この施策の予算を提案したということは、ここに村長の強い思いが込められているのではないのでしょうか。そこで、村長はどのようなビジョンを持ってこの施策を進めていこうと考えているのかをお伺いいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○千福議長 答弁者、南本村長。

○南本村長 それでは、総括質疑についてご答弁申し上げます。

令和3年度事業の評価については、村民の皆様が安全・安心に暮らしていただけるよう、新型コロナウイルス感染症対策に努めながら、新庁舎建設の推進、防災・減災対策を推し進めてまいりました。

また、村道などのインフラ整備、幼児教育・保育の無償化など厳しい財政状況の中ではございますが、村民の皆様の声を少しでも多く反映した事業の実施ができたと認識しております。

次に、財政運営につきましては、今後も引き続き税収入が減少する一方、社会保障関連経費は増加すると見込まれます。このような状況下において、将来にわたって安定的な財政基盤を維持するため、基金の有効活用、予算配分の重点化、歳入の確保など持続可能な財政運営に努めています。

また、公共施設等の長寿命化、民間のノウハウを活用した官民連携による財産活用など、効率的かつ効果的な行財政運営の推進に努めてまいります。

次に、幼児教育・保育と学校教育の連携については、認定こども園の設置や運営に関する協定を締結しております。小・中学校との円滑な接続を図るため、日々の教育活動での交流はもとより、教職員と保育士の合同研修の実施や学校園連絡協議会を設置し、様々な意見交換を行っているところでございます。

次に、高齢者施策については、地域包括支援センターを中心として高齢者の介護予防や認知症、高齢者へのセーフティーネットを広げる地域包括ケアを着実に実施するとともに、社会福祉協議会をはじめとする関係機関等との連携を密にし、高齢者福祉の向上に努めてまいります。

最後に、楠公誕生地周辺における地域活性化、交流拠点の整備については、第5次千早赤阪村総合計画では重点施策として産業振興と働く場のある村づくり、誰もが暮らし続けたい人の流れをつくる村づくりと位置づけております。その核となす拠点として、地域経済循環の向上に資する新しい地域活性化、交流拠点の整備が可能であるか、国や府からの財源の確保など調査研究を進めてまいりたいと思います。

以上、答弁といたします。

○千福議長 続いて、徳丸議員。

○徳丸議員 議席番号4番、日本共産党徳丸初美です。会派を代表して総括質疑をさせていただきます。

令和4年度当初予算に当たって、村長の村政運営方針について質問させていただきます。

まず初めに、ウクライナにロシアが軍事侵攻したことに千早赤阪村村長、議長名でプーチン大統領へ抗議文を送られたことに敬意を表します。この侵略行為が一日も早く平和的に解決できることを祈ります。

改めまして、令和4年度から日本共産党が一貫して要望してきた子ども医療費助成について、高校卒業まで拡充されたこと、また学校給食費についてもコロナ対応ではなく村独自で無償化するなど、前進面を評価するものです。その上で、通告に基づき以下質問します。ご答弁よろしく申し上げます。

まず、村長公約について伺います。

昨年の9月に決算総括でも服部議員が質問しましたが、村長の給与の見直しは進んでいますか。また、今後の計画について伺います。

次に、今回の運営方針には村内移動手段の記述がありません。村民からは、オンデマンド方式などの交通手段が求められています。村長の公約の一つに、安心、便利な交通網の整備を述べ、コミュニティバスなどを掲げています。具体的には、どこまで進んでいるのか。また、今後の取組について伺います。

次に、企業誘致です。

企業誘致によって、本村を活性化する事業の進捗状況はどうですか。また、本社機能の誘致ができないと、税収面でも正規雇用創出においても成果が現れません。今後の見通しについて伺います。

次に、コロナ対応について質問します。

今年2月から本村でも3回目のワクチン接種が始まっていますが、オミクロン株が猛威を振るい、オミクロン株の亜種が出てくるなど収束は程遠いものです。日本共産党は、2020年のコロナ感染の始まりから一貫してPCR検査の実施を求めてきました。岸田首相就任後ようやく実施されるようになりましたが、現在は検査キットが不足しています。検査キットの確保と、村独自でも身近なところで検査を実施することができないのか伺います。

最後に、質問項目の3点目、日本共産党が毎年予算要望している項目について質問します。

国民健康保険料の値上げについて、令和6年度に保険料の統一化に合わせて値上げが予定されています。国保加入者の負担軽減のための努力が必要です。基金の活用で値上げを抑えることができないのか改めて伺います。

次に、水道料金について伺います。

水道企業団への加入で、災害時の対応などメリットはありますが、一方で水道料金の大幅な引上げが予定されています。自主水源施設の老朽化、枯渇によるものと理解はしていますが、今後も値上げが計画されています。値上げ幅を抑える努力、また災害対策の観点からも自主水源の確保が必要だと思いますが、村の考えをお答えください。

次に、のり面などの崩落保全のための補助について伺います。

土砂災害警戒区域指定などには一定の村の助成制度があるようですが、村には多くののり面があり、大雨や災害時には個人の家でも崩落の危険箇所が多数あります。のり面の保全、改修、修復には多額の費用がかかります。結局、家の傾きや住み慣れた家を手放さな

くてはならない事態も招きます。村として、無利子の長期貸付けなど村民への支援を検討していただきたいと思います。

以上、私たちは千早赤阪村をよくしたい、命と暮らしを守ってほしいという村民の願いをまとめて質問させていただきました。村民の願いに応えるものとなるよう期待をし、質問といたします。

○千福議長 答弁者、南本村長。

○南本村長 それでは、総括質疑についてご答弁申し上げます。

私の公約の1点目、給料の見直しについては、議員報酬や村長をはじめ特別職の適正な給料について、特別職報酬等審議会において他の自治体の例も参考にしながら検討していただく必要があると考えておりますが、現段階では開催までには至っておりません。

次に、2点目の公共交通の進捗状況と今後の取組については、平成27年度から公共交通事業者と共にデマンド運動を含む実証事業を行ってまいり、現在は公共交通利用料助成事業を実施しております。

次に、3点目の企業誘致の進捗状況と今後の見通しについては、令和4年度はさらに私自身村内外の事業主の方々とお会いする機会を増やしてまいります。あわせて、企業支援、雇用支援の検討を行い、企業誘致を進めてまいりたいと考えております。

次に、コロナ対応について、診療所においては無症状の方、濃厚接触者に該当しない方を対象としたPCR検査の無料での実施は現在のところ考えておりません。

次に、予算要望に関する事項の1点目、国民健康保険料の値上げについては、現在保険料は府内で一番低い設定となっております。保険料統一に向け、財政調整基金残高も考慮しつつ段階的に保険料の引上げを行います。

次に、2点目の水道料金については、平成29年度に大阪広域水道企業団への経営統合をし、10年間の一般財源繰り出しにより水道料金の改定時期が延伸されたものと認識しており、水道料金の値上げ抑制への新たな補助は考えておりません。

また、自己水源の確保は、企業団への統合により改善されているものと認識しております。

最後に、3点目ののり面等の崩落保全のための補助については、現在土砂災害特別警戒区域内にある既存住宅を対象とした補強設計費、工事費の一部に対する補助はございますが、のり面の保全、修繕を対象とする貸付け支援などは考えておりません。

以上、答弁といたします。

○千福議長 続いて、田村議員。

○田村議員 議席番号6番、田村陽でございます。平政会を代表して総括質疑をいたしま



す。

まず、財政について伺います。

自主財源の要である村税は、令和2年度決算では僅か12.3%、令和4年度当初予算では11.9%で、年々低下しております。昨年、大阪府市町村課が村の厳しい財政状況の説明に来られましたが、危機感を持っておられるのか伺います。

また、停滞した経済活動や疲弊した地域経済の回復には時間がかかると述べられていますが、村の経済活動が回復する起爆剂的な予算を計上されておられるのか伺います。

続きまして、老朽化した公共施設の大規模改修など、今後多額の費用が必要となることは明白です。令和4年度当初予算ではくすのきホールの天井耐震改修費を計上しておりますが、ほかの公共施設の優先順位はどのようになっているのでしょうか。特に、くすのきホールよりも建設年次が古く老朽化が進んでいるいきいきサロンやまゆりについて、今後どのように対応していくおつもりなのか伺います。

続きまして、昨年12月議会では、村長マニフェストの成果として子ども医療費助成制度を高校3年生相当年齢まで引上げ、また学校給食費の無償化を村単独経費で実施等の答弁がございましたが、これは日本共産党の要望を実現したものです。住民の負担軽減は確かに喜ばれるでしょうが、長期的な戦略が欠如した負担軽減策は村の寿命をいたずらに縮めることになりかねません。村長に就任され2回目の予算編成は、経営感覚を持ち、限られた財源を効率的かつ効果的に配分された予算となっているとのことですが、財源の手当てなき負担軽減策が、経営感覚を持った予算配分と言えるのでしょうか。どのあたりが経営感覚を持った予算になっているのかお尋ねいたします。

以前の議会では村の診療所が赤字であることを批判する声がございましたが、我々平政会としては、新型コロナウイルス感染症対策や高齢化が進む本村にとって、村の診療所は貴重な存在であると考えております。診療所を今後も継続して運営していくためには、赤字額の縮小が喫緊の課題でございます。

そこで、赤字補填額を改善する方策を何か考えておられるのか伺います。

続いて、基本柱2の「産業・地域振興・観光～地域の恵みを生かした人がつながるむら～」では、森林環境譲与税の活用について述べられておられます。森林環境譲与税は市町村の人口割が大きく、人口の多い都市部に多く配分されている状況です。配分割合の見直しなどを国に積極的に要望するよう求めます。

起業支援は村長の公約でもあり、今年度予算においても重点事業とされているところで、しかし、当該事業は年間5人を予定しながら令和2年、3年と実績ゼロが続いており

ます。令和4年度も相変わらず年間5人を予定しておられますが、中身を見る限りこれまでと何の代わり映えもありません。村長は本当に起業を支援していくつもりがあるのかお伺いをいたします。

続きまして、観光・交流の促進についてで、楠公誕生地周辺における地域活性化、交流拠点整備について、調査研究をされるが何か具体的な案を考えておられるのか。交流拠点整備をすとなれば、村道の拡幅や駐車場の整備などが必要かと思いますが、国や府からの財源を確保しての調査研究となるのかお伺いいたします。

また、ロープウェイに関しまして、ロープウェイ事業の廃止は村長の選挙公約でした。それにもかかわらず、村政運営方針において一言も触れられておりません。これは一体どうということなのでしょう。現在は撤去するのか、それとも民間譲渡するのか宙ぶらりんな状態が相変わらず継続していますが、令和4年度もこの宙ぶらりんな状態を続けていくおつもりなのでしょう。

次に、基本柱4の生活基盤の維持と充実についてで、村道整備について、こちらは4行だけの当たり障りのない所信表明で、令和3年度当初予算よりも大幅な減額となっております。村長マニフェストである、安心して便利な交通網の整備に取り組む姿勢が見当たらないのではないのでしょうか。

続いて、総合計画との整合性についてお伺いいたします。

村政運営方針では、村内の事業者さん一言聞かせて事業、地域活性化起業人事業、地域活性化、交流拠点事業について述べられていますが、これらは皆総合計画に記載がございません。なぜ、12月に策定したばかりの総合計画で触れられていないのでしょうか。これは、策定早々総合計画が形骸化しているということの意味するものではないのでしょうか。これまでも、再三、長期的な戦略性の欠如が村の問題であると指摘してまいりましたが、今後も場当たりの村政を続けていくおつもりでしょうか。

最後に、総論を述べさせていただきます。

昨年の総括質疑でも述べさせていただきましたが、多くの事業が従来の踏襲となっており、いまだ南本改革なるものの方向性が見えない予算となっています。住民は、抜本的な改革を期待して南本村長に投票したと思われませんが、従来と大して変わらぬ予算では村長が交代した意味がありません。村長は、ワクチン接種会場などへしきりに挨拶に行っておられるようですが、村長の本分は住民に挨拶して回ることであり村の方向性を示すこと、そこにこそあるのではないのでしょうか。

近い将来の基金枯渇が予想される中、いつまでも総花的な村政を続けていく余裕はありません。切るべきものは切って集中すべき点に思い切ってリソースを投入する、そういつ

た姿勢が必要なのではないのでしょうか。千早赤阪村が今後どこへ向かうのか、その方向性を決断するのは、村民の信託を受けた村長にしかできない仕事です。南本村長には、ぜひ抜本的な改革をお願いしたいと思います。

以上、ご答弁よろしくお願ひいたします。

○千福議長 答弁者、南本村長。

○南本村長 それでは、総括質疑についてご答弁申し上げます。

村の厳しい財政状況については、実質的な行財政運営を持続する上でますます厳しくなっていることは認識しております。

また、経済活動の回復のための起爆剂的な予算については、令和4年度を経済活動の回復に向けた第1ステップとして位置づけており、社会情勢の変化に的確に対応しつつ、特に必要と認められる事業に重点配分した予算とさせていただきます。

次に、公共施設の改修等の優先順位については、平成29年度に策定した公共施設等総合管理計画に基づき改修等を進めてまいります。

また、いきいきサロンやまゆりについては、小吹台連絡所など近接している施設もあり、これらの在り方を総合的に検討してまいります。

次に、経営感覚を持った予算については、その視点として職員一人一人が社会情勢の変化に的確に対応しながら費用対効果を見極め、特に必要と認められる事業に重点配分するなど、限られた財源を効率的かつ効果的に配分した予算編成に取り組んだものでございます。

次に、診療所の経営改善については、外来収益の増加が必須となっております。そのため、現在実施している送迎バス業務など診療所に関する広報活動を強化するとともに、指定管理者に対しても経営努力を求めてまいります。

次に、森林環境譲与税の配分については、現在人口割合が3割となっておりますが、森林面積の多い市町村への配分割合を大きくするように要望してまいります。

次に、起業支援については、近隣市町や富田林商工会、関係団体などと連携し創業支援セミナーを実施しております。今後、セミナーの受講によるメリットについて、より一層周知に努めてまいります。

次に、楠公誕生地周辺における地域活性化、交流拠点の整備については、第5次千早赤阪村総合計画では、重点施策として産業振興と働く場のある村づくり、誰もが暮らし続けたい人々の流れをつくる村づくりと位置づけております。その核となす拠点として、地域経済循環の向上に資する新しい地域活性化、交流拠点の整備が可能であるか、国、府からの財源の確保など調査研究を進めてまいります。

次に、金剛山ロープウェイについては、令和3年3月の村議会において金剛山ロープウェイ事業を廃止することが可決されましたので、村政運営方針には記載いたしておりません。また、大阪府が行っているちはや園地及び金剛登山道駐車場、香楠荘の新たな管理運営に向けたサウンディング型市場調査の中で、金剛山ロープウェイとの連携の提案も可能であることから、民間譲渡の提案などを待っている状態です。大阪府より調査結果の連絡があり次第、議会にもご報告させていただきます。

次に、交通網の整備については、令和3年度は路面状況を早期に改善するため、舗装補修に係る工事費を大幅に増額し実施してまいりました。また、令和4年度からは、舗装補修だけでなく道路改良に係る測量設計費を増額しております。

最後に、総合計画については、村内の事業者さん一言聞かせて事業など、ご指摘の事業は第5次千早赤阪村総合計画における村づくりの基本理念や目標など、村の将来像を実現するための具体的事業としております。第1期実施計画に掲載しており、令和4年度においてはこれら計画を着実に推進してまいります。

以上、答弁といたします。

○千福議長 これにて5議案に対する総括質疑を終結します。

議案第20号から議案第24号につきましては、それぞれ所管の総務民生常任委員会並びに文教建設常任委員会に付託します。

~~~~~

○千福議長 続いて、日程第24、議案第25号ロシアによるウクライナへの侵略を強く非難する決議についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

井上議員。

○井上議員 議案第25号ロシアによるウクライナへの侵略を強く非難する決議について。

上記の議案を別紙のとおり千早赤阪村議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和4年3月7日提出。千早赤阪村議会議長千福清英様。提出者、千早赤阪村議会議員井上浩一。賛成者、千早赤阪村議会議員徳丸初美、賛成者、千早赤阪村議会議員平田常信、賛成者、千早赤阪村議会議員藤浦稔。

内容を読ませていただいて、提案理由にさせていただきます。

去る2月24日、ロシアが本格的なウクライナへの侵略を開始した。ロシアによる侵略はウクライナの主権及び領土の一体性を著しく侵害し、武力の行使を禁ずる国際法の深刻な違反であり、国連憲章の重大な違反である。いかなる国であろうとも、力による一方的

な現状変更は断じて認められない。ロシアの行動は、欧州だけでなくアジアを含む国際社会の秩序の根幹を揺るがす極めて深刻な事態であり、我が国の安全保障の観点からも決して看過できず、千早赤阪村議会は最も強い言葉でこれを非難する。ロシアに対し、国際法を遵守し、即時に攻撃を停止し、軍をウクライナより撤収するよう強く求める。

以上です。

○千福議長 お諮りします。

議案第25号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、議案第25号については委員会付託を省略します。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○千福議長 これにて質疑を終結します。

これより議案第25号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 これにて討論を終結します。

本案にご意見はありませんか。

(「意見なし」の声あり)

○千福議長 これより議案第25号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

皆さんどうもお疲れさまでした。

午後1時48分 散会

令和4年第1回千早赤阪村議会定例会会議録（第2号）

1. 招集年月日

令和4年3月24日

2. 招集の場所

千早赤阪村立保健センター 三階議事堂

3. 出席議員

1番	千 福 清 英	5番	平 田 常 信
2番	井 上 浩 一	6番	田 村 陽
3番	服 部 幸 令	7番	藤 浦 稔
4番	徳 丸 初 美		

4. 欠席議員

な し

5. 地方自治法第121条により、説明のため出席した者の職氏名

村 長	南 本 斎	会計管理者兼税務課長	北 浦 信 行
副 村 長	稲 山 喜与一	住 民 課 長	池 西 昌 夫
教 育 長	栗 山 和 之	福 祉 課 長	尾 谷 浩
理 事	赤 阪 秀 樹	健 康 課 長	西 口 美 和
理 事	菊 井 佳 宏	観 光 産 業 振 興 課 長	仲 野 隆 之
総 務 課 長	日 谷 順 彦	ま ち づ くり 推 進 課 長	安 井 良 之
企 画 課 長	山 谷 光 代	施 設 整 備 課 長	下 休 場 健 司
秘 書 課 長	中 野 光 二	教 育 課 長	森 田 洋 文
危 機 管 理 課 長	菊 井 秀 行		

6. 職務のため議場に参加した者の職氏名

議会事務局長	柏 原 美 佳	議会事務局主査	石 橋 成 元
--------	---------	---------	---------

7. 議事日程

日程第 1 議案第 6号 千早赤阪村の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定について（委員長報告）

日程第 2 議案第 7号 千早赤阪村情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例制定について（委員長報告）

日程第 3 議案第 8号 押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例制定について（委員長報告）

- 日程第 4 議案第 9 号 千早赤阪村監査委員条例の改正について（委員長報告）
- 日程第 5 議案第 10 号 職員の育児休業等に関する条例の改正について（委員長報告）
- 日程第 6 議案第 11 号 千早赤阪村消防団条例の改正について（委員長報告）
- 日程第 7 議案第 12 号 千早赤阪村消防団員等公務災害補償条例の改正について（委員長報告）
- 日程第 8 議案第 13 号 令和3年度千早赤阪村一般会計補正予算（第14号）（委員長報告）
- 日程第 9 議案第 14 号 令和3年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（委員長報告）
- 日程第 10 議案第 15 号 令和3年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第3号）（委員長報告）
- 日程第 11 議案第 16 号 令和3年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（委員長報告）
- 日程第 12 議案第 17 号 令和3年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算（第4号）（委員長報告）
- 日程第 13 議案第 18 号 令和3年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計補正予算（第3号）（委員長報告）
- 日程第 14 議案第 19 号 河南町、太子町及び千早赤阪村介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議について（委員長報告）
- 日程第 15 議案第 20 号 令和4年度千早赤阪村一般会計予算（委員長報告）
- 日程第 16 議案第 21 号 令和4年度千早赤阪村国民健康保険特別会計予算（委員長報告）
- 日程第 17 議案第 22 号 令和4年度千早赤阪村介護保険特別会計予算（委員長報告）
- 日程第 18 議案第 23 号 令和4年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計予算（委員長報告）
- 日程第 19 議案第 24 号 令和4年度千早赤阪村下水道事業特別会計予算（委員長報告）
- 日程第 20 議案第 26 号 議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正について

- 日程第 2 1 議案第 2 7 号 特別職の職員の給与に関する条例の改正について
- 日程第 2 2 議案第 2 8 号 一般職の職員の給与に関する条例の改正について
- 日程第 2 3 議案第 2 9 号 令和 3 年度千早赤阪村一般会計補正予算（第 1 5 号）
- 日程第 2 4 議案第 3 0 号 介護職員の処遇改善に関する手続きの簡素化と対象職
種の拡大を求める意見書について
- 日程第 2 5 次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する
事項について
- 日程第 2 6 一般質問

午前10時00分 開議

○千福議長 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は7名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

次に、3月22日に開催されました議会運営委員会の報告を求めます。

田村議会運営委員長。

○田村議会運営委員長 去る3月22日に開催しました議会運営委員会において、今期定例会の上程予定議案の審議方法を審査しましたので報告いたします。

まず、本日の付議案件は議事日程のとおり、議案第26号から議案第30号の5件、議会運営委員会の閉会中の継続審査、一般質問です。

議案第6号から議案第24号までの19議案については、総務民生常任委員長から委員長報告をいただき、委員長報告に対する質疑を行い、次に文教建設常任委員長から委員長報告をいただき、委員長報告に対する質疑を行ったのち、1議案ごとに討論、採決を行うことに決しております。

日程第25、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についての採決をしたのち、日程第26の一般質問を行います。

以上です。

○千福議長 ありがとうございました。

~~~~~

○千福議長 日程第1、議案第6号千早赤阪村の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定についてから日程第19、議案第24号令和4年度千早赤阪村下水道事業特別会計予算までの19件を一括議題とします。

各議案は、3月7日の本会議において各常任委員会に付託しましたので、その結果を順次報告願います。

総務民生常任委員長の報告を求めます。

井上総務民生常任委員長。

○井上総務民生常任委員長 それでは、総務民生常任委員会報告をします。

去る3月7日の本会議において付託を受けました議案16件の審査を行うため、3月9日、3月10日の2日間にわたって南本村長ほか関係職員の出席を求め、委員7名全員出席のもとに開催しました。

3月9日では、議案第6号から議案第16号及び議案第19号の12件の審査を行いました。

議案第6号千早赤阪村の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定について審査の結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けたのち、質疑に入り、慎重に審査をしました。このような経過を経て、議案第6号の質疑を終結したのち、採決をしました。採決の結果、全員異議なく、議案第6号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号千早赤阪村情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例制定について審査の結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けたのち、質疑に入り、慎重に審査をしました。このような経過を経て、議案第7号の質疑を終結したのち、採決をしました。採決の結果、全員異議なく、議案第7号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例制定について審査の結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けたのち、質疑に入り、慎重に審査をしました。このような経過を経て、議案第8号の質疑を終結したのち、採決をしました。採決の結果、全員異議なく、議案第8号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号千早赤阪村監査委員条例の改正について審査の結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けたのち、質疑に入り、慎重に審査をしました。このような経過を経て、議案第9号の質疑を終結したのち、採決をしました。採決の結果、全員異議なく、議案第9号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号職員の育児休業等に関する条例の改正について審査の結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けたのち、質疑に入り、慎重に審査をしました。このような経過を経て、議案第10号の質疑を終結したのち、採決をしました。採決の結果、全員異議なく、議案第10号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号千早赤阪村消防団条例の改正について審査の結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けたのち、質疑に入り、慎重に審査をしました。このような経過を経て、議案第11号の質疑を終結したのち、採決をしました。採決の結果、全員異議なく、議案第11号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号千早赤阪村消防団員等公務災害補償条例の改正についての審査の結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けたのち、質疑に入り、慎重に審査をしました。このような経過を経て、議案第12号の質疑を終結したのち、採決をしました。採決の結果、

全員異議なく、議案第12号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号令和3年度千早赤阪村一般会計補正予算（第14号）総務民生常任委員会所管分の審査の結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けたのち、質疑に入り、慎重に審査をしました。このような経過を経て、議案第13号の総務民生常任委員会所管分についての質疑を終結したのち、採決をしました。採決の結果、全員異議なく、議案第13号の総務民生常任委員会所管分については本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号令和3年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の審査の結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けたのち、質疑に入り、慎重に審査をしました。このような経過を経て、議案第14号の質疑を終結したのち、採決をしました。採決の結果、全員異議なく、議案第14号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号令和3年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第3号）の審査の結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けたのち、質疑に入り、慎重に審査をしました。このような経過を経て、議案第15号の質疑を終結したのち、採決をしました。採決の結果、全員異議なく、議案第15号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号令和3年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の審査の結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けたのち、質疑に入り、慎重に審査をしました。このような経過を経て、議案第16号の質疑を終結したのち、採決をしました。採決の結果、全員異議なく、議案第16号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号河南町、太子町及び千早赤阪村介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議についての審査の結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けたのち、質疑に入り、慎重に審査をしました。このような経過を経て、議案第19号の質疑を終結したのち、採決をしました。採決の結果、全員異議なく、議案第19号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

続いて、3月10日は議案第20号から議案第23号までの4件の審査を行いました。

議案第20号令和4年度千早赤阪村一般会計予算、総務民生常任委員会所管分の審査の結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けたのち、質疑に入り、慎重に審査をしました。このような経過を経て、議案第20号の総務民生常任委員会所管分についての質疑を終結した

のち、採決をしました。採決の結果、全員異議なく、議案第20号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号令和4年度千早赤阪村国民健康保険特別会計予算の審査の結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けたのち、質疑に入り、慎重に審査をしました。このような経過を経て、議案第21号の質疑を終結したのち、採決をしました。採決の結果、全員異議なく、議案第21号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号令和4年度千早赤阪村介護保険特別会計予算の審査の結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けたのち、質疑に入り、慎重に審査をしました。このような経過を経て、議案第22号の質疑を終結したのち、採決をしました。採決の結果、全員異議なく、議案第22号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号令和4年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計予算の審査の結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けたのち、質疑に入り、慎重に審査をしました。このような経過を経て、議案第23号の質疑を終結したのち、採決をしました。採決の結果、全員異議なく、議案第23号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、後日委員会記録をご覧くださいと思います。

以上で委員長報告を終わります。

○千福議長 ありがとうございます。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○千福議長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

続きまして、文教建設常任委員長より報告を求めます。

藤浦文教建設常任委員長。

○藤浦文教建設常任委員長 それでは、文教建設常任委員会報告をします。

去る3月7日の本会議において付託を受けました議案5件の審査を行うため、3月9日、3月14日の2日間にわたって南本村長ほか関係職員の出席を求め、委員7名全員出席のもとに開催しました。

3月9日では、議案第13号、議案第17号及び議案第18号の3件の審査を行いました。

た。

議案第13号令和3年度千早赤阪村一般会計補正予算（第14号）文教建設常任委員会所管分の審査の結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査をしました。このような経過を経て、議案第13号の文教建設常任委員会所管分についての質疑を終結した後、採決をしました。採決の結果、全員異議なく、議案第13号の文教建設常任委員会所管分については本会議において原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号令和3年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算（第4号）の審査の結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査をしました。このような経過を経て、議案第17号の質疑を終結した後、採決をしました。採決の結果、全員異議なく、議案第17号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号令和3年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計補正予算（第3号）の審査の結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査をしました。このような経過を経て、議案第18号の質疑を終結した後、採決をしました。採決の結果、全員異議なく、議案第18号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

続いて、3月14日は議案第20号及び議案第24号の2件の審査を行いました。

議案第20号令和4年度千早赤阪村一般会計予算、文教建設常任委員会所管分の審査の結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査をしました。このような経過を経て、議案第20号の文教建設常任委員会所管分についての質疑を終結した後、採決をしました。採決の結果、全員異議なく、議案第20号の文教建設常任委員会所管分については本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第24号令和4年度千早赤阪村下水道事業特別会計予算の審査の結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査をしました。このような経過を経て、議案第24号の質疑を終結した後、採決をしました。採決の結果、全員異議なく、議案第24号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、後日委員会記録をご覧くださいと思います。

以上で委員長報告を終わります。

○千福議長 ありがとうございます。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○千福議長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより議案第6号千早赤阪村の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定についてに対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 これにて討論を終結します。

本案にご意見はありませんか。

(「意見なし」の声あり)

○千福議長 これより議案第6号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決されました。

議案第7号千早赤阪村情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例制定についてに対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 これにて討論を終結します。

本案にご意見はありませんか。

(「意見なし」の声あり)

○千福議長 これより議案第7号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決されました。

議案第8号押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例制定についてに対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 これにて討論を終結します。

本案にご意見はありませんか。

(「意見なし」の声あり)

○千福議長 これより議案第8号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第9号千早赤阪村監査委員条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 これにて討論を終結します。

本案にご意見はありませんか。

(「意見なし」の声あり)

○千福議長 これより議案第9号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号職員の育児休業等に関する条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 これにて討論を終結します。

本案にご意見はありませんか。

(「意見なし」の声あり)

○千福議長 これより議案第10号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決されました。

議案第11号千早赤阪村消防団条例の改正についてに対する討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 これにて討論を終結します。

本案にご意見はありませんか。

(「意見なし」の声あり)

○千福議長 これより議案第11号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第12号千早赤阪村消防団員等公務災害補償条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 これにて討論を終結します。

本案にご意見はありませんか。

(「意見なし」の声あり)

○千福議長 これより議案第12号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第13号令和3年度千早赤阪村一般会計補正予算(第14号)に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 これにて討論を終結します。

本案にご意見はありませんか。

(「意見なし」の声あり)

○千福議長 これより議案第13号を採決します。

お諮りします。



本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第14号令和3年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)に対する  
討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 これにて討論を終結します。

本案にご意見はありませんか。

(「意見なし」の声あり)

○千福議長 これより議案第14号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第15号令和3年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算(第3号)に対する討論  
に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 これにて討論を終結します。

本案にご意見はありませんか。

(「意見なし」の声あり)

○千福議長 これより議案第15号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第16号令和3年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)に対する  
討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 これにて討論を終結します。

本案にご意見はありませんか。

(「意見なし」の声あり)

○千福議長 これより議案第16号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第17号令和3年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算(第4号)に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 これにて討論を終結します。

本案にご意見はありませんか。

(「意見なし」の声あり)

○千福議長 これより議案第17号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決されました。

議案第18号令和3年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計補正予算(第3号)に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 これにて討論を終結します。

本案にご意見はありませんか。

(「意見なし」の声あり)

○千福議長 これより議案第18号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第19号河南町、太子町及び千早赤阪村介護認定審査会共同設置規約の変更に関する

る協議についてに対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 これにて討論を終結します。

本案にご意見はありませんか。

(「意見なし」の声あり)

○千福議長 これより議案第19号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第20号令和4年度千早赤阪村一般会計予算に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 これにて討論を終結します。

本案にご意見はありませんか。

(「意見なし」の声あり)

○千福議長 これより議案第20号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第21号令和4年度千早赤阪村国民健康保険特別会計予算に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 これにて討論を終結します。

本案にご意見はありませんか。

(「意見なし」の声あり)

○千福議長 これより議案第21号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 千福議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決されました。  
議案第22号令和4年度千早赤阪村介護保険特別会計予算に対する討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

- 千福議長 これにて討論を終結します。  
本案にご意見はありませんか。

(「意見なし」の声あり)

- 千福議長 これより議案第22号を採決します。  
お諮りします。  
本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。  
議案第23号令和4年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計予算に対する討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

- 千福議長 これにて討論を終結します。  
本案にご意見はありませんか。

(「意見なし」の声あり)

- 千福議長 これより議案第23号を採決します。  
お諮りします。  
本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。  
議案第24号令和4年度千早赤阪村下水道事業特別会計予算に対する討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

- 千福議長 これにて討論を終結します。  
本案にご意見はありませんか。

(「意見なし」の声あり)

- 千福議長 これより議案第24号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○千福議長 日程第20、議案第26号議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正についてから日程第22、議案第28号一般職の職員の給与に関する条例の改正についてまでの3件を一括議題とします。

提案者の説明を求めます。

稲山副村長。

○稲山副村長 議案第26号から議案第28号は、議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、特別職の職員の給与に関する条例及び一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、関連しますので一括提案するものでございます。

本議案は、令和3年人事院勧告に基づき、議会議員、特別職の職員及び一般職の職員の期末手当等について所要の改正を行うものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、ご議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由といたします。

○千福議長 詳細説明を中野秘書課長。

○中野秘書課長 それでは、議案第26号議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

新旧対照表をご覧ください。

第5条第2項でございますが、人事院勧告に基づき、6月分と12月分の期末手当をそれぞれ0.075月分引き下げ、2.225月分から2.15月分に改正するものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和4年4月1日から施行するものでございます。

次に、附則の2項でございますが、令和4年6月に支給します期末手当の特例措置でございまして、6月に支給する期末手当の額は改正後の規定にかかわらず、令和3年12月に支給された期末手当の額に222.5分の15を乗じて得た額を減じて支給するというものでございます。この場合において、調整額が基準額以上となる場合は期末手当を支給しないものでございます。

別紙の議会資料のほうをご覧ください。

昨年の人事院勧告で、議会の議員及び特別職の報酬につきましては令和3年12月の期

末手当で2.075月分に引き下げ、令和4年度からは6月分と12月分の期末手当をそれぞれ2.15月分とすることとなっておりましたが、国家公務員の給与法の改正が先送りとなったことから見直しが行われず、令和3年12月の期末手当につきましては2.225月分のまま支給しておりますので、本来改正するはずであった2.075月分と支給済みの2.225月分の差であります0.15月分につきまして令和4年6月分の支給から減じるものでございます。

次に、議案第27号特別職の職員の給与に関する条例の改正についてでございます。

議案第26号の議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正と全く同様の改正でございます。

次に、議案第28号一般職の職員の給与に関する条例の改正についてでございます。

第25条第2項は、人事院勧告に基づき、6月分と12月分の期末手当をそれぞれ0.075月分引き下げ、1.275月分から1.2月分に改正するものでございます。

第3項は、再任用職員の6月分と12月分の期末手当をそれぞれ0.05月分引き下げ、0.725月分から0.675月分に改正するものでございます。

附則として、この条例は令和4年4月1日から施行するものでございます。

附則の2項でございますが、別紙議会資料の裏面をご覧ください。

一般職につきましては議会の議員及び特別職の報酬と同様に人事院勧告との差でございます0.15月分を、再任用職員につきましては0.1月分を令和4年6月分から減ずるものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○千福議長 お諮りします。

議案第26号から議案第28号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、議案第26号から議案第28号については委員会付託を省略します。

これより本案に対する質疑に入ります。

ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○千福議長 これにて質疑を終結します。

これより議案第26号議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 これにて討論を終結します。

本案にご意見はありませんか。

(「意見なし」の声あり)

○千福議長 これより議案第26号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号特別職の職員の給与に関する条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 これにて討論を終結します。

本案にご意見はありませんか。

(「意見なし」の声あり)

○千福議長 これより議案第27号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号一般職の職員の給与に関する条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 これにて討論を終結します。

本案にご意見はありませんか。

(「意見なし」の声あり)

○千福議長 これより議案第28号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○千福議長 日程第23、議案第29号令和3年度千早赤阪村一般会計補正予算(第15号)を議題とします。

提案者の説明を求めます。

稲山副村長。

○稲山副村長 議案第29号は、令和3年度千早赤阪村一般会計補正予算(第15号)についてでございます。

本議案は、繰越明許費につきまして、村道維持工事のうち村道御倉大峯線舗装工事及び村道森屋水分線陥没部応急復旧工事の2件と千早赤阪村B&G海洋センターの非常発電用照明工事を翌年度に繰り越すものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

○千福議長 詳細説明を日谷総務課長。

○日谷総務課長 それでは、議案第29号令和3年度千早赤阪村一般会計補正予算(第15号)についてご説明をいたします。

2ページをお願いいたします。

第1表繰越明許費でございますが、事業名、村道御倉大峯線舗装工事につきましては、地元調整に時間を要したため繰り越すものでございます。

次の村道森屋水分線陥没部応急復旧工事及びその次の千早赤阪村B&G海洋センター非常発電用照明工事は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により主要材料や部品等の調達が遅延しているため、翌年度に繰り越すものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○千福議長 お諮りします。

議案第29号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、議案第29号については委員会付託を省略します。

これより本案に対する質疑に入ります。

○千福議長 井上議員。



○井上議員 3件上がってるんですけど、今の現状と、あらかじめいいんですけど、そのされる工事の内容を教えてくださいませんか。お願いいたします。

○千福議長 森田課長。

○森田教育課長 それでは、私のほうからは9款教育費、5項保健体育費の千早赤阪村B & G海洋センター非常発電用照明工事の進捗状況でご説明をさせていただきます。

本工事につきましては、先ほどご説明しましたように新型コロナウイルスの感染症拡大によって一部の、海外で製造しています電気系統のスイッチボックスと言われる部材が調達が遅れてるということで事業者から報告を受けて、今回繰越しをお願いするものでございます。実際、ある部材につきましては、工事のほうは2月に契約を締結いたしまして進めているところでございます。今現状は部材の納品が4月の上旬になるということで判明しておりまして、納品次第4月中には工事を終えたいというふうに考えております。

以上でございます。

○千福議長 下休場課長。

○下休場施設整備課長 続きまして、土木費であります村道御倉大峯線舗装工事と村道森屋水分線陥没部応急復旧工事の2件につきましてご説明させていただきます。

まず、村道御倉大峯線舗装工事でありますけれども、こちらにつきましては、主たる工事としましては舗装工事となっております。しかしながら、舗装工事に伴いまして路肩の整備もこの中に含まれておりまして、その路肩工事をするに際して、この道路につきましては幅員がかなり小さい、狭いということで、路肩をするに当たりまして地元と調整させていただきました。舗装工事であれば、実際この工事は終わってることなんですけれども、路肩のほうを整備するに当たりまして一般交通を日中は皆さんご辛抱いただいているんですけども、朝夕開放ということで一部工程を組み直しまして、それに伴いまして繰り越すということになっております。現在の進捗ですけれども、おおむね路肩のほうにつきましては順次やっておりますけれども、やはり毎日開放ということになりますので、実際、4月中ぐらいはかかるのかなということで、今工程のほうを調整しております。

続きまして、村道森屋水分陥没部応急復旧工事になりますけれども、こちらのほうにつきましては陥没の原因が水路の漏水ということでありましたので、その水路の工事を行うものです。ただ、この水路の工事なんですけれども、水路のほうにつきましてはやはりここもかなり幅員が狭くて、生活道路ということで住宅も張りついておりますので、早い工事を行うために工場製作の水路ということで、現場で施工ではなくて工場で生産するものに変えております。ですので、その工場の生産が、本来ならば工期確認はしておったんですけども、納品が今月末になるということで再度工場のほうから連絡ありまして、やむなく繰

り越すものでございます。

以上です。

○千福議長 井上議員。

○井上議員 ありがとうございます。

最初のB&Gのほうなんですけど、非常発電用照明工事ってなってるんですけど、今現状あるものを交換されるのか、それとも新たに追加で例えばLEDにされるとか、そういうことなんでしょうか。

○千福議長 森田課長。

○森田教育課長 今回の非常用の発電の照明ですが、新たに設置するものでございましてLEDのダウンライトですね。2階のトレーディングルームから階段上、1階のロビー部分、トイレにつきまして設置するものでございます。

以上でございます。

○千福議長 井上議員。

○井上議員 ありがとうございます。じゃあ、今までなかったところにつけられるということですね。ありがとうございます。

あと土木で、一番上の村道御倉大峯線ですか、路肩っておっしゃってたんですけど、路肩をどういうふうにするのか、どういうふうに変更されるのかっていうのと、森屋水分線のほうなんですけど、水路をっていうことで、以前にも何かこういう事故があつてまた今回こうなつたっていうことで、暗渠になってたりするんで見えない部分がたくさんあると思うんですけど、周りに関してはどうなんかっていうのと、その辺は波及してなかったんとか、その辺確認はされたんでしょうか。その辺を教えてくださいと思います。

以上です。

○千福議長 下休場課長。

○下休場施設整備課長 まず御倉大峯線舗装工事の路肩のほうなんですけども、現状は素掘りの土の状態、水路というか掘ったような状態で、側溝というよりは山肌が雨に打たれて水路になったような状態になっていたものを今回コンクリートで、L型街渠というもののなんですけど表面を水を流すような部分と、あと舗装が今までそういう土のところに当てていってたんですけども、そちらのほうをきちっと止まるようにということで舗装どめというような構造を入れております。

続きまして、森屋水分線のほうなんですけども、こちらのほうは今議員おっしゃったとおり以前にも陥没事故がありまして、その際にも同様の復旧をさせていただきました。そのときも前後の確認をさせていただいたんですけども、空洞化がなく、原因としては水路

の漏れということで行っておりました。ただ、その上流部でも、そのときは確認はしてたんですけど、その後そのさらに上流部で水漏れがやはりあったということで今回の陥没になったんですけども、その部分の工事をする際に今回はさらに上流も確認させていただきまして、同様の事案というか、今回ほどではないんですけどもその傾向が見られたので、そちらのほうにつきましても今回補修とあとその対策をやる予定にしております。

以上です。

○千福議長 井上議員。

○井上議員 分かりました。ありがとうございました。

いずれにせよかなり古い水路やお聞きしてますんで、またほったらかしてたらひよつとしたら同じような状況になる可能性もあると思いますんで、できれば点検等お願いしたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○千福議長 ほかにありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○千福議長 これにて質疑を終結します。

これより議案第29号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 これにて討論を終結します。

本案にご意見はありませんか。

(「意見なし」の声あり)

○千福議長 これより議案第29号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○千福議長 日程第24、議案第30号介護職員の処遇改善に関する手続きの簡素化と対象職種の拡大を求める意見書についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

井上議員。

○井上議員 それでは、議案第30号介護職員の処遇改善に関する手続きの簡素化と対象

職種の拡大を求める意見書について。

上記の議案を別紙のとおり千早赤阪村議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和4年3月24日提出。千早赤阪村議会議長千福清英様。提出者、千早赤阪村議会議員井上浩一。賛成者、千早赤阪村議会議員徳丸初美。賛成者、千早赤阪村議会議員平田常信。賛成者、千早赤阪村議会議員藤浦稔。

内容を読ませていただいて、提案理由にさせていただきます。

近年の少子・高齢化の進展により介護が必要な高齢者が増加する一方で、各介護の現場では介護人材の確保に大変に苦慮している状況である。また、コロナ禍での介護サービスの継続も含め、介護人材のエッセンシャルワーカーとしての役割がますます重要となっており、その処遇の改善が求められている。今般、コロナ克服・新時代開拓のための経済対策（令和3年11月19日閣議決定）において、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置を実施することが決定し、令和4年10月以降については臨時の報酬改定を行い、所要の措置が講じられることになっている。

そこで政府に対して、この介護職員の処遇改善においては、今回の臨時の報酬改定とともに原則3年ごとに行う公的価格の改定も含め、制度の簡素化や介護報酬の運営について事業所内の柔軟な対応を進め、地域の介護サービスを持続可能なものとするために、以下の事項に対して特段の配慮を求める。

(1) 臨時の報酬改定（令和4年10月以降）において新設される新たな加算については、現行の2つの加算（介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算）の統合を含めた一本化を検討するなど、事務手続の簡素化に最大限努めること。

(2) 介護職員等特定処遇改善加算の配分方法について、その対象者については、事務職員等も含めて法人や事業者が実情に応じて柔軟な判断を行いながら加算金の弾力的な運用が可能となるよう所要の措置を講じること。

(3) 原則3年ごとに行う公的価格の見直しにおいては、現行の加算（介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算）との整合性を踏まえた上で、各介護職員の勤続年数と施設内でのキャリア検定制度などを組み合わせた人件費をベースにしての事業所内の介護報酬総額を算定する方式に変更するなど、介護報酬申請の手続の簡素化と人材確保への事業者の裁量権を拡大するための制度の刷新を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。令和4年3月24日。大阪府南河内郡千早赤阪村議会。

以上です。

○千福議長 お諮りします。

議案第30号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、議案30号については委員会付託を省略します。

これより本案に対する質疑に入ります。

ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○千福議長 ないようですので、これより議案第30号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 これにて討論を終結します。

本案にご意見はありませんか。

(「意見なし」の声あり)

○千福議長 これより議案第30号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○千福議長 日程第25、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についてを議題とします。

本件につきましては、議会運営委員長の田村委員長から閉会中に次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について調査を行いたいとの申出がありました。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり閉会中に調査を行うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、閉会中に調査を行う旨、決しました。

ここで休憩といたします。

11時10分に再開しますので、よろしくお願いいたします。

午前10時56分 休憩

午前11時10分 再開

○千福議長 それでは再開します。

~~~~~

○千福議長 日程第26、一般質問に入ります。

それでは、第1番目の質問者、平田議員。

○平田議員 議席番号5番、平田常信です。ヤングケアラーについてということでお伺いいたします。

2022年1月26日の新聞記事に、大阪府立の高校生のアンケート調査でヤングケアラーについての記事の掲載がありました。記事の内容は、高校生でも自分が該当するという意識がない、周囲に言いたくないなどの理由で学校側が該当者の約65%の生徒の現状を把握していなかったと大阪府教育庁が明らかにしました。

現状は、ヤングケアラーという言葉の認識度も決して高いとは言えません。高校生だけでなく小・中学生でもあり得るのが現実です。ヤングケアラーについては、存続、抱えている困難が表面化しにくいことが指摘されています。子どもが子どもらしい生活ができるように、早期発見、早期対策に取り組む必要性があります。

そこで、千早赤阪村でのヤングケアラーについてお伺いいたします。

1番目、過去、現在で該当者の有無。2番目、小・中学生での該当者の早期発見の具体的な方法。3番目、高校生での該当者の早期発見の具体的な方法。

以上、よろしくお願いたします。

○千福議長 質問事項1番目の答弁者、尾谷福祉課長。

○尾谷福祉課長 それでは、ヤングケアラーについて、要旨1及び要旨3についてご答弁を申し上げます。

ヤングケアラーとされる子どもたちは、本来大人が担うと想定されるような家事や家族の世話などを日常的に行っていることで、学校での勉強やクラブ活動に割く時間がつれないなど、子ども自身の権利が侵害されている可能性があります。そのような状況の子どもに対して周りの大人が早く気づき、必要な支援につなげることで、不適切また過度なケアを行う状況を改善する必要があると考えます。

村においては、民生児童委員、介護、障害の各サービス事業所、また小・中学校からの情報を基に状況把握に努めていますが、要旨1のご質問における村でヤングケアラーに該当すると思われる情報は寄せられておりません。

また、要旨3における高校生での該当者の早期発見の具体的な方法につきましては、ご

指摘のとおりそもそも自身がヤングケアラーであることを認識していないことや、その家庭環境の状況を隠したいという思い、加えてヤングケアラーの認知度や理解が社会で進んでいないことが把握しづらい原因となっているため、福祉サービス、医療機関、自立支援機関、学校や地域などの多様な機関の意識醸成を促進し、高校生のみならずヤングケアラーの早期の発見、支援につながるよう連携の強化を図ってまいります。

以上、答弁といたします。

○千福議長 続いての答弁者、森田教育課長。

○森田教育課長 質問要旨2についてご答弁申し上げます。

村教育委員会では、令和4年度の教育方針において、ヤングケアラーの年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで本人の育ちや教育に影響があるといった課題については、教職員の理解を深めるとともに、早期発見、把握に努めることとしております。具体的には、子どもへの学校における定期的なアンケート調査の結果や児童・生徒からの相談内容をスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー及び教職員が適切に共有し、対応できる体制を整えているところでございます。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問をお受けします。

平田議員。

○平田議員 要望です。

ご答弁ありがとうございます。ヤングケアラーについては、現状把握が非常に難しいということです。今後のテーマとして、引き続き注視いただきますよう要望とさせていただきます。

以上です。

○千福議長 第2番目の質問者、井上議員。

○井上議員 それでは、議席番号2番、公明党井上浩一でございます。議長通告に基づきまして、2点質問をさせていただきます。

まず1点目、地域防災力の強化ということで、近年地球の温暖化などの影響によりまして自然災害が激甚化また頻発化しております。政府や自治体による適時的確な防災対応が求められているところであります。国土交通省では、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策のもとに、被害の防止や最小化のため防災インフラ等の整備を進めていると聞き及びます。

最近の台風災害では、水害リスクの情報が明らかになっていない中小の河川や下水道などがある地域で多くの浸水被害が発生をいたしました。政府の令和4年度予算案では防

災・安全交付金による財政支援が強化をされ、ハザードマップ（災害予測地図）などの水害リスク情報の充実や整備、浸水対策の加速が期待されているところでもあります。先日、今回新しく完成をしましたハザードマップを頂きましたが、浸水リスクにつきましては、こども園周辺や隣接します居住地域もリスクが高い地域であることが判明いたしました。想定最大規模との表示もされておりましたが、想定外がごく当たり前のように頻発する最近の状況においては、最低でもこのハザードマップに対しての対応が必要かと考えるところでもあります。

この状況を受けての整備や、また改修工事のハード面と正確な情報を迅速に収集し、また発信し、被害を最小限に抑える行動を促すためのソフト面の両方について、限界や現状での取組状況を伺いたいと思います。

2点目は、自動販売機のリサイクルボックスの異物混入低減の取組についてであります。未来の世代を守るために、村でもプラスチックごみ宣言をされています。そこで、身近なペットボトルのリサイクル問題について取り上げてみたいと思います。

ペットボトルのリサイクル率は非常に高く、環境負荷を大幅に低減しているところではありますが、回収過程において自動販売機の横に置いてあります回収ボックスへの家庭ごみの投入や、また異物の混入が問題になっています。廃棄物処理法上は、このようなごみやまた異物は本来国や地方公共団体が処理するものと規定されておりますが、現状はメーカーさんやまたそのジュースを補充されている業者が行っている現状であります。また、大変に負担になっているということです。こうした問題について、どのように認識をされているのかお答えいただきたいと思います。

以上、2点についてよろしく申し上げます。

○千福議長 質問事項1番目の答弁者、菊井危機管理課長。

○菊井危機管理課長 地域防災力の強化についてご答弁申し上げます。

本村としては、地域防災力の強化に向けては自助、共助、公助の連携が必要不可欠であり、中でも危険な場所から避難することが最も重要であると認識しています。そこで今回、大阪府が新たに公表した災害リスクを踏まえた洪水・土砂災害ハザードマップを作成し、全戸配布をすることで正確な情報の周知を図ったところでございます。

また、マップに記載しております自分の住む家が浸水想定区域内に位置することや、その周辺ではどのような土砂、水害リスクがあるかを知ること、また風水害や地震など、災害に備えるためには各地区の災害リスクなど地域の状況に応じた対策を講じることが必要であります。そのため、各地区長、自治会長と協議、調整を行い、自主防災組織の設立及び訓練活動のサポートや個別避難計画の作成依頼を行うことで防災に対する意識を高めて

いただくとともに、該当する施設については避難計画等の作成を依頼し、その計画を基に避難訓練などの対策を講じていただくこととしております。

また、大阪府及び大阪管区気象台からの情報や村内の状況を勘案し、村災害対策本部により避難所の開設、避難指示などを決定し、住民に対する防災無線による放送、大阪府防災情報システムによるメディアへの配信など、迅速かつ正確な情報提供に努めております。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問をお受けします。

井上議員。

○井上議員 ありがとうございます。

再質問ですが、自主防災組織の設立であります。以前質問させていただいたときも同じようなご答弁をいただいたような記憶がございます。今現在はどのような状況になっているのか、また組織として運用はできているのかお尋ねしたいと思います。

訓練活動のサポート、個別避難計画の作成の依頼とありますが、具体的に説明をお願いいたします。

正確な、また迅速な情報発信につきましては、気象庁の最新の観測、分析結果と国土交通省や村の過去の災害情報や河川の流量等を融合し、できる限り狭い区域での具体的な被害を予測し、避難指示等を発令する体制を整備することも大切だと考えますが、見解をお伺いします。

○千福議長 答弁者、菊井危機管理課長。

○菊井危機管理課長 再質問についてご答弁申し上げます。

自主防災組織については、村内の13地区のうち10地区は設立されており、残りの3地区については引き続き設立に向けた支援を行ってまいります。

次に、令和3年度において自主防災組織による訓練や活動を行っている地区では、地区の訓練内容等に併せて防災無線の操作練習や備蓄品であるアルファ化米、備蓄水などを活用していただいているところでございます。

また、個別避難計画については、災害が発生するおそれがある場合、自ら避難することが困難な高齢者、障害者などの円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、地区住民の協力の下、地域の特性や個別の実情を踏まえた避難方法など、個別に対応する計画書の作成について地区長を通じて依頼しております。

次に、できる限り狭い区域での被害を予測し、避難指示等を発令する体制を整備することにつきましては、どこで災害が発生するか分からない状況の中で、地域を限定して避難

指示を発令することは困難であると考えております。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問をお受けします。

井上議員。

○井上議員 すいません、要望に代えさせていただきます。

全ての地区に組織を構築していただくということで努力をされてるのは十分理解できるのでありますが、やはり時間がかかり過ぎのような感じをお受けいたします。また、組織の構築を100%達成するとのことではありますが、災害はいつでも、またこの瞬間でも発生する可能性があり、予断を許さない状況であります。命を守る個別避難計画におきましては地区に依頼しているとのことですが、本当にそれでよいのか疑問であります。避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針にも、市町村が主体となり明記をされております。各種団体、組織と連携を図り、早期の設立、作成をお願いしたいと思います。

また、河川等は国や大阪府の管理となるのは理解できますが、危険性が懸念されるのに何の説明もないのはおかしいと思います。地域住民に理解できるように今後の対策や、またスケジュールを広報することを望みます。災害予測や災害防止、避難行動などにつきまして、気象防災アドバイザーの活用が最近話題になっております。対策に有効と考えますので、検討をお願いしたいと思います。

以上です。

○千福議長 質問事項2番目の答弁者、池西住民課長。

○池西住民課長 自販機リサイクルボックスの異物混入低減についてご答弁申し上げます。

自動販売機の横にあるボックスは自動販売機で購入された清涼飲料水の空容器を回収するためのボックスであり、リサイクル目的で設置されています。しかし、その理由が消費者に伝わらず、ペットボトルや缶、瓶以外のごみも捨てられているのが現状です。村としては、このような消費者のモラルの低さが再商品化の品質劣化につながり、リサイクルの妨げになっていると認識しています。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問をお受けします。

井上議員。

○井上議員 ありがとうございます。

リサイクルボックスへの異物混入問題の要因としまして、公共のごみ箱の撤去が進んでいることや、またコンビニなどはごみ箱を店の中に移設していることが指摘をされており

ます。そのあおりを受けましてリサイクルボックスが不適切に使用されている現状がある
と考えるところであります。いずれにしましても、現状はペットボトル以外の異物を飲料
メーカーや流通の業者さんが自主的に費用、努力等を負担し回収をしています。また、業
界が自主的に異物が混入しにくい新しいタイプのリサイクルボックスを試作し、試験的に
設置するなど、資源リサイクルの円滑化、地域の環境美化のために取り組んでいますが、
業界だけに任せるのには限界があると考えているところであります。

また、村内では不法投棄があちこちで見られます。村内また村外を問わず、個人個人の
環境負荷への意識が低いことは現実が表しているところであります。同時に対策としまし
て、村においてもあまり力が入ってないのも否めない事実ではないでしょうか。本年4月
より、プラスチック資源循環促進法が施行される予定であります。削減とリサイクル促進
が喫緊の課題となっているところであります。その一つとして、身近なペットボトルにつ
きまして、その優れたリサイクル率や適切な回収により資源循環、温暖化防止に貢献でき
ることなどを地域住民へSDGsに即しました意識啓発の取組として紹介することなど、
行政として業界と連携し、異物混入の実態の把握、公共回収ボックスの適切な設置等を考
えていただけないでしょうか。よろしくお願ひしたいと思います。

○千福議長 答弁者、池西住民課長。

○池西住民課長 周知啓発策として、ポイ捨てや不法投棄防止の啓発も含め、リサイクル
ボックスに異物を混入しないよう広報紙やホームページに掲載することで周知啓発したい
と考えております。

基本、ごみの処分はそのごみを所有している者に責任があります。しかし、投棄された
ごみは犯人が特定できないことが多いため、ごみを投棄された側が処分することになりま
す。村では、被害者の申出により不法投棄防止の看板を支給するなどの対応を行うととも
に、不法投棄者に対する抑止力と事件解決に貢献できるよう村の主要道路に防犯カメラを
設置するなどの対策を講じています。

また、村は大阪市内などに比べ自動販売機の設置台数も少ないことから、ご提案いただ
いております官民共同の新回収モデル策定等を含めた協議体の立ち上げについては、現在
のところ考えておりません。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問をお受けします。

井上議員。

○井上議員 ありがとうございます。

要望に切り替えさせていただきます。

プラスチックの問題につきましては、近年マイクロプラスチックなどが取り上げられて注目を浴びております。大きな企業がやっと動き出したとの感じがございます。SDGsの掲げる持続可能な開発目標にも、ごみを減らし、再利用し、資源化することを進めるとあるように、今まで利便性を追求し、生産と廃棄を繰り返してきた現状を変化させないといけない状況にあることは徐々に世の中に浸透しつつあると感じます。ですが、押しなべて各市町村、同じような対策を施され、進展がないと感じるのは私だけではないと思います。ごみゼロを目指し、再利用、再資源化をしないと未来が危ぶまれる状況で選択肢は限られ、待ったなしの状況ではないでしょうか。

まずは村役場でのごみ対策を実施されてはと思いますがいかがでしょうか。新庁舎になることもあり、SDGsの理念を取り入れられる決意を誰が見ても分かるように、ごみの分別やリサイクルに対しての取組で十二分にアピールをしていっていただきたいことを要望して終わります。ありがとうございました。

○千福議長 次に、第3番目の質問者、服部議員。

○服部議員 議席番号3番、日本共産党服部幸令。議長通告に基づき、2点質問させていただきます。

1問目は、本村における空き家対策についてです。

本村では、総人口が5,000人を切るなど、人口減少が進んでいる中、空き家が増加しています。所有者が遠方に住んでいたり相続放棄をしたりと、管理ができてない家が多数見受けられます。空き家の隣人からは、屋根瓦が落ちてきて実際に危険などの意見が寄せられている地域もあり、また自家用車や家財類が置きっ放しになっている家もあり、外見の悪さや火災などの心配もされます。特に屋根瓦が落下した場合、立地条件によっては物損だけでなく人身事故なども懸念されます。事故や災害を防ぐためにも、本村における空き家の現状とこれからの対策について伺います。

2問目は、高齢者の補聴器購入の補助制度についてです。

今年の2月に兵庫県では、2022年度予算案で高齢者補聴器購入補助制度への導入事業を盛り込みました。兵庫県はコロナ禍で高齢者の社会活動が低下していることを踏まえ、国への制度提案の一助とするため補聴器装用のニーズや社会参加活動の状況などを把握すると事業目的を説明しております。本村は特に高齢化が進んでおり、補聴器を購入されるお年寄りも多いが、補聴器が高額のため買い控えが懸念されると思います。コロナ禍でマスクの着用によって、より相手の声が聞こえにくい状況になっていると思われるので、本村でも予算の制約もあると思われるが、幾ばくかでも補助はできないかを伺います。

以上、ご答弁よろしく申し上げます。

○千福議長 質問事項1番目の答弁者、安井まちづくり推進課長。

○安井まちづくり推進課長 本村における空き家の現状とこれからの対策についてご答弁申し上げます。

全国的に深刻化している空き家問題は、平成27年度に空家等対策の推進に関する特別措置法が施行されたのを受け、本村では村民の安全・安心の確保や地域の活性化の観点から空き家等の対策を総合的かつ計画的に推進するため、同法第6条の規定に基づく千早赤阪村空家等対策計画を策定し、現在取り組んでいる状況でございます。

村内の空き家の状況は、平成28年度に本村の空き家等の利活用促進施策及び適正管理施策の基礎資料とするため本村全域の空き家等の調査を行い、平成30年度にも追跡調査を行い、現在把握している空き家の戸数は144件でございます。

これら空き家については個人財産である以上、たとえ遠方の方であっても所有者の方が空き家に対し注意義務を持って自主的に管理していただく必要があることから、村内外を問わず空き家の利活用や住宅耐震など、適正な管理をしていただけるよう所有者あるいは所有者がお亡くなりの場合には相続者に対して定期的に啓発をしているところでございます。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問をお受けします。

服部議員。

○服部議員 ご答弁ありがとうございました。

空き家の所有者に利活用や住宅の耐震を啓発していることは分かったんですが、所有者がお亡くなりになった場合など、所有者が不明の場合はどうのような対応をされてるのかお聞かせください。

○千福議長 答弁者、安井まちづくり推進課長。

○安井まちづくり推進課長 所有者が不明の場合の対応についてご答弁申し上げます。

同法では、放置すれば著しく保安上危険等の空き家については特定空家等と認定することができ、所有者に対し助言、指導、勧告等の措置をすることが可能であると定められています。しかしながら、所有者の方が死亡された場合にはその相続人を調査し、相続人の方々に空き家の管理をしていただくようお願いすることになります。また、可能な限度において調査を行った結果、所有者不明となった場合には市町村が措置できると定められておりますが、措置をするかについては慎重に対応する必要があると考えております。

なお、大阪府が事務局を務める大阪の住まい活性化フォーラムが行う空き家のワンスト

ップ無料電話相談窓口をご案内するなど、今後も引き続き大阪府と連携し、空き家対策に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問をお受けします。

服部議員。

○服部議員 要望をお願いします。

今後も引き続き空き家の調査をするなど実態把握に努め、必要な措置を取っていただきたいと思っております。空き家対策は、移住・定住対策や景観の保全、防災や衛生など、村の多岐にわたる問題解決にも関係していく重要な問題であると考えています。その際には、例えば道路通行に支障がある場合には道路管理を担当される部署と、また衛生上問題があり生活環境に支障のある場合は環境担当部署と、さらには防犯上問題が生じる場合には危機管理担当部署と連携し、単なる一部担当部署の問題と捉えず対応を進めていただき、空き家の発生の抑制、活用の促進並びに管理不全な空き家の防止に努め、魅力ある村づくりを進めていきたいと思っております。

以上、要望です。よろしく申し上げます。

○千福議長 質問事項2番目の答弁者、尾谷福祉課長。

○尾谷福祉課長 高齢者の補聴器購入補助制度についてご答弁申し上げます。

補聴器につきましては、聴覚に障害があり身体障害者手帳をお持ちの人は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に定める補装具費の支給制度において、住民税課税世帯は購入費の9割、非課税世帯は10割の助成があり、村もその助成費の4分の1を負担いたしております。この基準に該当しない人への村単独での助成は現在考えておりませんが、今後国や府、近隣自治体の動向を注視してまいります。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問をお受けします。

服部議員。

○服部議員 ご答弁ありがとうございました。

そこで伺いたいのが、今現在村内で補聴器をつけてる人数は大体どれぐらいになっているのか教えてください。よろしく申し上げます。

○千福議長 答弁者、尾谷福祉課長。

○尾谷福祉課長 身体障害者手帳をお持ちの方で、村の住民の方で263名の方が手帳をお持ちになられておられます。そのうち聴覚障害の等級区分をお持ちの方が23名いらっしゃいます。この聴覚障害において手帳を申請される方のほとんどがこの補装具費の補聴

器の助成を同時に申請されることが多ございますので、この23名の全ての方が補聴器を持っておられるのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

○千福議長 再質問をお受けします。

服部議員。

○服部議員 要望をお願いします。

村に合わせた補聴器の補助を行っているということですので、今後も予算の都合はあると思うんですけども、その予算内の範囲で補助をお願いしたいと思います。

また、新庁舎建設に合わせて、新庁舎には他の自治体でも導入しているカウンター型ヒアリンググループシステムの導入を検討してはいかがでしょうか。埋設型と比べて費用が抑えられますし、高齢者が多い本村で住民の利便性向上のためにも新庁舎建設に合わせて、やはり新庁舎が今度災害対策の拠点にもなりますので、ぜひ導入を検討していただくよう要望して終わります。

以上、ありがとうございました。

○千福議長 ここで休憩いたします。

午後は13時から再開しますので、よろしく申し上げます。

午前11時43分 休憩

午後 1時00分 再開

○千福議長 それでは、休憩前に引き続き一般質問を再開します。

第4番目の質問者、藤浦議員。

○藤浦議員 議席番号7番、藤浦です。2点について質問させていただきます。

1点目は、広域連携促進に対する村の考え方についてですが、令和4年2月25日発行の読売新聞朝刊に広域連携推進への市町村局を大阪府庁内に設置する記事が載っていました。これは大阪府市町村課を局に格上げする方針で、部長級の局長が自ら市町村長に対して公共施設の共同利用など踏み込んだ広域連携を提案したい考えとのこととなっております。大阪府内43市町村のうち22市町村が人口10万人以下で、本村と岬町が令和3年4月1日に施行された過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の要件に該当したため、過疎地域に指定されたところです。また、能勢町や豊能町も過疎地域に指定される見通しであるとのこと。大阪府は人口減に伴う税収減少で住民サービスの維持が課題とされていることから、市町村をサポートするのが狙いであると記載されています。

村は村政運営方針で、持続可能な自立した村を目指すとのことですが、広域連携などについては述べられておりません。人口減や自主財源である村税が減少し、持続的な

行財政運営をすることが厳しい状況の村にとっては大阪府からのサポートは必要不可欠です。そこで、村は広域連携に対してどのように取り組んでいくのかを伺います。

2点目ですが、新型コロナワクチン接種事業についてです。

村では新型コロナウイルス感染症の重症化や発病を予防するため、昨年4月から高齢者施設での巡回接種を皮切りに、4市町村合同での高齢者接種、またくすのきホールや村保健センターなどでの12歳から64歳以下の接種により、大阪府内でも上位の接種率となっています。特に64歳以下の接種については、ほかの市町よりも迅速なワクチン接種が進み、接種を希望する全ての人へ接種を受けられるよう体制を確保し取り組まれたことに多くの村民が喜び、感謝しております。また、富田林医師会など関係機関や医療従事者をはじめ、職員の皆さんに感謝している。

12月からは3回目の追加接種が始まり、3月26日で村が行う集団接種をされる予定ですが、ワクチン接種の機会を逃した人への対応や今後の新型コロナワクチンの接種への取組について伺います。よろしく申し上げます。

○千福議長 質問事項1番目の答弁者、稲山副村長。

○稲山副村長 広域連携促進に対する村の考え方についてご答弁申し上げます。

今後も少子・高齢化による人口減少や税収の減少が予測される中、住民の皆様に必要なサービスを持続的に提供し、効率的、効果的な行政運営を行うためにも広域連携を進めていくことは重要であると認識しております。本村では、南河内環境事業組合によるごみ・し尿処理、大阪広域水道企業団による水道事業をはじめ、まちづくり、福祉、公害分野の事務手続を共同処理している南河内広域事務室やパスポート申請交付及び消防救急業務の富田林への事務委託などを実施してきたところでございます。また、富田林、河内長野、大阪狭山、太子、河南、千早赤阪の南河内3市2町1村で構成する南河内広域連携研究会では、大阪府にもオブザーバーとして参加していただき、共に効果的な広域連携を推進するために調査研究を進めております。

今後も住民に最も近い基礎自治体である市町村の役割はますます大きくなると考えられますので、持続可能な自立した村づくりのために、大阪府、府内市町村など共通の課題解決に向け、広域連携の取組を進めてまいります。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問をお受けします。

藤浦議員。

○藤浦議員 答弁ありがとうございます。

現状の広域連携の取組については、今の答弁で分かりました。しかし、先日の文教建設

常任委員会で、平政会の田村議員の学校給食センターを近隣市町との連携、統合により運営することを検討する必要があるのではとの質問に対し、教育課は食育ができないなど、否定的な答弁であり残念でありました。私自身、危機感をあまり持っていないのではないかと不安にも思いました。しかし、今副村長の答弁で、共通の課題解決に向け、広域連携の取組を進めていくと前向きな答弁をいただきました。教育課と広域連携に対する答弁や考えが若干違うようにも取れますが、そこで村長の考えを伺います。

○千福議長 答弁者、南本村長。

○南本村長 再質問についてご答弁申し上げます。

広域連携については、先ほど副村長が答弁しましたとおり一定の分野において既に実施しておりますが、今後給食センターも含めさらなる住民の生活機能の確保、地域の活性化、経済成長、災害への対応など、広域的に取り組んでいく必要があると感じております。私は、就任した当初から近い将来に必ず合併議論がある、合併ありきで自立した村をつくり上げなければならないと申してきました。他の市町から、千早赤阪村だから合併を受け入れると思ってもらえるような、そんな村でないといけない、そのためにライフラインの整備促進や企業誘致を行い、村民の雇用及び所得向上による税収入が何より急務であり、村の全職員が共通認識を持って全庁的に取り組むべきものと考えております。

議員ご指摘のとおり、この4月から大阪府では市町村の広域連携促進のため、市町村課を市町村局に格上げし、機能強化が図られると聞いております。また、府市町村局と河南町、太子町及び村の副長などで構成する協議の場が設置される予定と聞いており、合併も視野に入れた広域連携の取組について協議を進めていくとともに、自立した村づくりに向け、職員一丸となって施策を推進してまいります。

以上、答弁いたします。

○千福議長 再質問をお受けします。

藤浦議員。

○藤浦議員 答弁ありがとうございます。

要望をお願いします。

私がこれを質問する背景には、平成31年3月議会においても私が関連質問しておりますが、先日後期高齢者とも言える私の年、村民5人が集まったときの話題で、我々や私たちは今はまだ元気でいいけど、この先数年で動けなくなったり、また買物難民になったりする時代が必ず来るといふもので、高齢化社会に入れば介護士など人手不足で不安であり、今村はどう考えておられるんやろというものでした。そこで、村長にはこの問題について今後積極的な議論を行っていただき、村民のため、そして村のために取り組まれ、南

本村政に生かされることを要望して終わります。

○千福議長 質問事項2番目の答弁者、西口健康課長。

○西口健康課長 新型コロナワクチン接種事業についてご答弁申し上げます。

新型コロナワクチン接種事業につきましては、感染症の重症化や発症等を予防するため迅速にワクチン接種を進め、希望する全ての方が接種を受けられるよう村長をはじめとして職員一丸となって体制を確保して取り組んでまいりました。地元医師会や近隣市町との協議や連携を図りながら昨年4月より1、2回目の初回接種を開始し、12月より3回目の追加接種、本年3月からは5歳から11歳の小児の初回接種を進めてまいりました。3月23日現在の村の12歳以上の接種率は、1回目が90.1%、2回目が89.5%、3回目接種が51.5%であり、大阪府内市町村の中で高い接種率となっております。最も重症化リスクの高い層である高齢者の3回目接種につきましては、現在約9割程度の方が接種を終えられている状況です。今後の村の集団接種としましては、3月26日と4月16日の計2回を予定しております。

ワクチン接種の機会を逃した方につきましては、現在実施しています医療法人正清会金剛病院での個別接種で対応するとともに、自衛隊や大阪府による大規模接種会場での接種をご案内させていただく予定です。

今後のワクチン接種への取組に関しましては、感染状況や変異株の特徴に合わせた政府の通知を踏まえ、地元医師会や近隣市町、大阪府等と連携を図り、効果的な接種方法を考えながら住民の方のご理解とご協力のもと、ワクチン接種事業を推進してまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○千福議長 再質問をお受けします。

藤浦議員。

○藤浦議員 答弁ありがとうございます。

再質問ですが、担当課におかれては通常業務だけでなく、コロナワクチン接種業務となりますが、引き続き効果的な接種をより一層加速し、着実に行っていただきたいと思えます。

ワクチン接種は進んでいますが、コロナ感染拡大の終息はいまだ見通しはできない状況であります。地域においては、老人クラブや地域福祉委員会の集いや交流事業などの再開も困難な状況です。老人クラブの集いなどでは例年保健師さんに来ていただき、健康チェックや介護予防のお話などをさせていただくなど健康に関心を持つ機会となり、地域住民の楽しみの一つとなっております。感染予防対策に努めながら地域での集いなどを再開す

るにはどのようにすればいいのか、またコロナ関連業務でご対応であります、地域の集いに保健師さんが以前のように来ていただくことは可能なのか伺います。

○千福議長 答弁者、西口健康課長。

○西口健康課長 まず、地域での集いなどについての再開についてですが、まずは感染拡大状況等を鑑みながら実施の必要性を判断し、実施する際は3密の回避、手指消毒、マスク着用、換気、参加者の健康チェックなど、うつらない、うつさないための感染防止対策を徹底した上での実施をお願いしたいと考えております。

次に、地域の集いへの保健師の参加ですが、緊急事態措置やまん延防止等重点措置を実施すべき期間は、徹底した感染防止対策が必要であることから参加を控えさせていただいていました。保健師としては地域の住民の方とともに健康づくり、介護予防に取り組んでいくことは大変重要と考えておりますので、今後感染状況が落ち着きましたら積極的に地域活動を行っていく予定でございますので、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○千福議長 再質問をお受けします。

藤浦議員。

○藤浦議員 再々質問をお願いします。

地域の集い等の参加については、まん延防止等重点措置期間も終了したことから、ぜひ活動を再開していただきたいと思ひます。健やかに過ごせる村づくりに取り組んでこられたとのことですが、新型コロナウイルス感染症対策では村長をはじめ全職員が一丸となり様々な業務の中でご尽力いただいておりますが、保健師の役割や存在がクローズアップされ、保健師への期待とニーズが高まっている現状だと思ひます。今後の村の保健師活動などについてお伺ひします。

○千福議長 答弁者、西口健康課長。

○西口健康課長 今回のコロナ禍におきまして保健所や保健センターの保健師という職種がクローズアップされ、認識されたことはよかつたことだと思ひております。保健師は乳幼児から高齢者まで、いわゆる揺り籠から墓場まで住民の暮らしに寄り添いながら生涯を通じた健康づくりの支援を行う職種です。それらを実現するために保健師自身が地域に出向き、地域に根差した活動をし、住民や組織とつながることにより住民からの信頼を得られるものだと思ひております。また、今後起こり得る新興感染症の流行や災害などの健康危機管理事案が起こつた際には、事務職と専門職とでそれぞれの得意とする分野を補完しながら住民の命と健康を守っていくということが重要であると思ひております。

以上、答弁とさせていただきます。

○千福議長 要望をお受けします。

藤浦議員。

○藤浦議員 要望ですが、西口課長には村民をはじめ村のOB職員からも、乳幼児から高齢者までの健康福祉の向上に関わってこられた西口課長の功績や人柄が高く評価されております。この2年間は通常業務を抱えながら、前例のないコロナウイルス感染症などに健康課長として奮闘されてきました。今後は英気を養っていただきたいと思います。西口課長を慕っている村民はたくさんいます。これは、私自身OB職員などからも聞いております。したがって、機会があれば村に何らか関わっていただきますよう要望させていただきます。

最後に、議会及び村民に私が成り代わりまして感謝申し上げて終わります。ありがとうございました。

○千福議長 続きまして、第5番目の質問者、田村議員。

○田村議員 議席番号6番、田村陽でございます。事前に通告させていただきましたとおり、住民の自主的な活動に支援を、国保保険料の見通しはについてご質問させていただきます。

近年、住民の自主的な活動に対する支援の削減が続いております。平成31年度予算では地域活動活性化補助金として500万円、令和2年度予算ではがんばる地域応援補助金として200万円が計上されておりましたが、昨年度、今年度は全く予算措置がなされておられません。昨今の役場の人員不足、財源不足もあり、住民から要望しても役場に断られるという状況がこのところ続いておると認識しております。

その状況を打破し、千早赤阪村が発展していくためには、住民が要望し、役場がその要望を実現していくという旧来型モデルから脱却し、役場と住民が連携、協働して政策を実現していくという新たな体制への転換が必要なのではないでしょうか。その観点からも住民の自主的な活動を支援し、住民が行政に主体的に関わっていく機運を醸成していくことが不可欠だと思われませんが、村政運営方針を見る限りではむしろ行政丸抱えに戻りつつあるように思われます。行政の考えをお伺いしたいと思います。

続きまして、2つ目の質問に入ります。

府下統一保険料に向け、令和4年度の国保特別会計予算では大幅な保険料増額となりました。しかし、それでもまだ統一保険料とは差があり、今後も値上げが必要となるようにも思われますが、今後行政は国保保険料についてどのようなお考えを持っておられるのか、府下統一に向けた国保保険料の見通しをお伺いいたします。

以上、ご答弁よろしくお願いたします。

○千福議長 質問事項1番目の答弁者、稲山副村長。

○稲山副村長 住民の自主的な活動に支援をについてご答弁申し上げます。

住民の皆様と行政が共に力を合わせる協働の村づくりを推進するため、平成24年度から地域課題の解決や活性化につながる公共的活動を自主的に行う住民活動団体に対する住民提案型協働事業補助制度を開始しました。令和2年度までの9年間、名称や補助内容を変えながらも住民活動のスタートアップや継続にご活用いただき、様々な活動に取り組んでいただけたことで一定の成果があったものと考えております。令和3年度からは、地域、地区課題の解決や活動を支援する地域活動等総合補助金制度や施策ごとの補助制度を実施しております。

なお、タウンミーティングでは村の施策を村長自ら積極的に伝えることで村政に対する理解を深めていただくとともに、地域が抱える課題解決に向けて共に考えていく場とする予定としており、議員ご指摘の行政丸抱えには当たらないと考えております。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問をお受けします。

田村議員。

○田村議員 どうもご答弁ありがとうございます。今おっしゃられた地域活動等総合補助金、こちらは地区への補助金ということで、なかなか村全体にわたる横断するような活動への補助というのはできないわけですね。村全体に対して、もう全体を横断的に関わっていくような活動を醸成していくためにも、地区補助金に加えて自主的な活動への支援が必要ではないでしょうか。

○千福議長 答弁者、南本村長。

○南本村長 再質問についてご答弁申し上げます。

地区自治会は村づくりの重要な担い手であると認識しているところであり、地域特有の課題解決のために地区自治会を支援していくという考えには変わりはありません。議員のおっしゃる自主的な活動団体におかれましては様々な内容の活動を行っておられると思いますが、それが村の課題解決のためのもので、村の考えに沿ったものであれば協力していきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問をお受けします。

田村議員。

○田村議員 ただいま自主的な活動にも協力していくというご答弁をいただきましたが、具体的にどのような支援をお考えなのかお伺いしたいと思います。

○千福議長 答弁者、稲山副村長。

○稲山副村長 ご答弁申し上げます。

自ら村づくりの担い手として直接行動し、村づくりに参画される団体の自主的な活動のうち、村の課題解決につながり、かつ行政から村民に対して一方的にサービスを提供するという構造から行政と村民とが適正な役割分担をしながらサービスを提供していく構造へと変化をもたらすものに対しましては、施設の貸与や情報発信、情報提供などの支援を行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○千福議長 要望をお受けします。

田村議員。

○田村議員 ただいまご答弁いただきましたところだと、施設の貸与ですとか情報発信ですとか情報提供、そういった支援にとどまるというところで、以前のように財政的な支援は行わないということだと理解いたしました。

しかしながら、第5次の総合計画、12月に策定されたばかりですが、こちらでは住民が主体となる住民協働活動を支援とはっきり記載がございます。また、住民が要望して、そして行政がプレーヤーとなって政策を実現していくという先ほど申し上げた旧来型モデルに現状ではもう限界が来ているということは、これはもう職員の皆さんが一番よく分かっておられることだと思います。その意味でも住民との協働について、いま一度真剣にお考えいただくよう要望いたします。

○千福議長 質問事項2番目の答弁者、池西住民課長。

○池西住民課長 国保保険料の見直しについてご答弁申し上げます。

現在、村の保険料は府内で一番低い保険料設定となっています。今回、大阪府が算定した令和4年度の大阪府標準保険料と村の令和3年度保険料の差額は1人当たり約3万3,000円となっており、令和6年度の府内保険料統一に向け、村国民健康保険運営協議会の委員の皆様にご意見をいただくとともに役場内で議論を尽くした結果、令和4年度の国民健康保険特別会計予算において保険料を1人当たり約1万3,000円引き上げさせていただきました。また、引上げ後の保険料と大阪府標準保険料の差額は1人当たり約2万円となるため、保険料統一に向け、財政調整基金残高も考慮しつつ今後も段階的に保険料を引き上げます。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問をお受けします。

田村議員。

○田村議員 どうもご答弁ありがとうございます。現状で、その府下統一保険料と3万3,000円の差があり、今回1万3,000円値上げしたもののまだ2万円差があるということ。ただ、合計3万3,000円の引き上げというのは、あまりに負担増が大きいというように思われます。基金の活用や一般会計から繰入れを行うことで保険料負担を軽減する、そういうことは可能でしょうか。

○千福議長 答弁者、池西住民課長。

○池西住民課長 村の国民健康保険料は、これまで新型コロナウイルス感染症のパンデミックによる経済の疲弊状況を鑑み、保険料抑制財源として2年間で約8,000万円の基金を取り崩すことで保険料を低く設定してきました。令和4年度の予算ベースになりますが、基金保有額は約6,000万円、取崩し額は約3,000万円を見込んでいることから基金残高は約3,000万円となり、財政調整基金も潤沢にあるような状況ではございません。

また、保険料引下げ目的の一般会計繰入金は法定外繰入れとなり、大阪府の国民健康保険運営方針において解消するよう明記されています。

以上の2点を踏まえると、保険料設定は段階的に引き上げざるを得ない状況となっています。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問をお受けします。

田村議員。

○田村議員 どうもご答弁ありがとうございます。なかなか基金も潤沢な状況ではなく、かつ法定外の繰入れというのも大阪府のほうからやめるようにということで促されてるといことで、なかなか負担増は避けられないという状況かなと思います。

現状では、本村も高齢者の方が非常に多くなっております。国保の加入者も高齢の方が多くなっているという状況がございますが、年金生活者の方の保険料というのはどの程度の値上げとなるのでしょうか。

○千福議長 答弁者、池西住民課長。

○池西住民課長 高齢者ご夫妻お二人世帯で介護分保険料を含まない年額保険料を2つのパターンを試算しましたのでご答弁申し上げます。

まず、パターン1は、夫が年金収入200万円、妻が年金収入100万円のパターンです。5割軽減対象世帯となり、令和3年度では約7万9,000円、令和4年度では約9万3,000円となり、差額は約1万4,000円で1人当たり7,000円の増額となります。

パターン2は、夫が年金収入250万円、妻が年金収入100万円のパターンです。2割軽減対象世帯となり、令和3年度では約14万4,000円、令和4年度では約17万円となり、差額は約2万6,000円で1人当たり1万3,000円の増額となります。

以上、答弁といたします。

○千福議長 要望をお受けします。

田村議員。

○田村議員 どうもご答弁ありがとうございます。5割軽減対象世帯、2割軽減対象世帯というところで、収入がどの程度あるかによってまたその引上げの金額も変わってくるということですね。理解いたしました。

村はこれまで基金を活用して、法定外繰入れを行うこともなく、府内で最も低い保険料、頑張ってきたわけですけれども、一つこの背景には村民の皆さんの高い保険料納付率、それが背景にあるものと思います。コロナ禍で保険料を引き下げたこともあって府下統一保険料との間に大きな差が生まれることになりましたが、保険料の大幅な値上げは家計にとって大きな負担となりますので、しっかりと住民の皆さんのご理解を得るよう努めていただくよう要望させていただきます。

以上で質問を終わります。

○千福議長 続きまして、第6番目の質問者、徳丸議員。

○徳丸議員 議席番号4番、日本共産党徳丸初美です。議長通告に基づき、質問をさせていただきます。

介護保険における認定について質問をします。

大阪府下で一番安い保険料であります。本村では安定的に運営がなされているのか、住民の中には認定に時間がかかり、その人によっては使いたいものが間に合わなかったという声も聞きます。どんな対応をされているのか伺います。

以上、ご答弁よろしく申し上げます。

○千福議長 答弁者、尾谷福祉課長。

○尾谷福祉課長 それでは、介護保険における認定についてご答弁を申し上げます。

介護保険における要介護認定は河南町、太子町、千早赤阪村で共同設置している介護認定審査会において判定された意見を基に決定しており、判定結果通知までの平均日数はおおむね30日となっております。要介護認定はその結果が申請日まで遡って適用されるため、緊急を要する場合は先行利用という形でサービスを利用していただくことが可能となっております。

今後も要介護認定の申請においても懇切丁寧に制度説明をしまして、真に必要な人に必

要な介護サービスが提供されるよう図ってまいります。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問をお受けします。

徳丸議員。

○徳丸議員 住民の中には認定に時間がかかって、その人によっては使いたいものが間に合わなかったという声も聞きます。どのような対応をなされているのかお聞きします。

○千福議長 答弁者、尾谷福祉課長。

○尾谷福祉課長 法定の自己負担割合で介護サービスが利用できるというのは、要支援1から要介護5までの各介護度の認定を受けられた方ということになります。また、介護度で上限額が設けられておりますので、その上限額を超えた場合やそれが超過分ということによって自己負担になってしまったり、介護度によっては利用できないというサービスもございますので、そのようなトラブルが起こる可能性がある場合はその内容を十分に説明をさせていただいて、認定結果を待つかどうかのご相談をご家族やご高齢者の方とさせていただくという形になります。これらのことはご担当のケアマネジャーが十分な説明を行う必要がありますけれども、制度が非常に複雑なため、より丁寧な説明を行うようにまた各事業所のほうへ指導も行ってまいります。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問をお受けします。

徳丸議員。

○徳丸議員 結果が出るまでに平均で30日ほどを要するってということですがけれども、どういう仕組みでその日数がかかるのか、審査会はどれぐらいの頻度で開催しているのかお聞きします。

○千福議長 答弁者、尾谷福祉課長。

○尾谷福祉課長 認定審査会でございますけれども、さきにご議決をいただきましたとおり3町村での共同実施でございます。これにより毎週水曜日に週1回開催いたしております。年間50回開催をいたしております。審査会資料は会議の1週間前に各審査会の委員へ送付のほうをしております。事前処理も含めまして最短で申請から14日間程度で認定結果が出る仕組みにはなっております。しかしながら、審査会資料となる認定調査、これで平均11日間で、主治医意見書が平均14日間取得に期間を要しておるのが現状でございます。それによりまして、おおむね判定が30日程度要しているということになっております。

日頃からこういった迅速な作成、取得を各医療機関等へも依頼しておるところではござ

いますが、多数の患者様も診ておられるというのもありましてなかなか期間の短縮が進んでいないというのが現状でございます。

以上でございます。

○千福議長 要望をお受けします。

徳丸議員。

○徳丸議員 年々村の高齢化率は高くなって、今後介護サービスを必要とされる方も増加傾向にあると思われまます。1人も取りこぼすことなく、本人や家族が安心して迅速に介護サービスが受けられるよう今後も努力してほしいと思います。それがひいては村に住み続けることにつながり、小さい村だからこそ細かいところまでの気配りができる強みでもあり、そんな村だったらと移住する人につながり、人口増にもなると考えます。

以上、要望とします。

○千福議長 以上で本定例会に付議された案件は全部終了しました。

ここで、南本村長より挨拶がございます。

南本村長。

○南本村長 それでは、閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方には、令和4年度当初予算案をはじめとする議案につきまして、18日間にわたりそれぞれ慎重にご審議を賜り、厚く御礼申し上げます。また、全ての議案においてご承認をいただきましたことにお礼申し上げます。ありがとうございます。

さて、話は変わりますが、3月7日の本会議において、平政会の総括質疑の中で田村議員が最後に総論として、住民は抜本的な改革を期待して南本村長に投票したと思われまますが、従来と大して変わらぬ予算では村長が交代した意味がありません。村長はワクチン接種会場など、しきりに挨拶に行っておられるようですが、村長の本分は住民に挨拶して回ることで村の方向性を示すこと、そこにこそあるのではないのでしょうかと述べられましたが、私はこの内容を大変遺憾に思っております。

私は、挨拶をするために接種会場に行ったのでは全くありません。私は、村民の皆様の生命と財産、安全と安心を守ることが私の第一の使命と日頃から申し上げております。集団免疫を高めるためにも一人でも多くの方に接種していただき、村民の皆様に安心をお届けしたい。高齢化率が50%に近い本村においては、高齢の村民の皆様の生命を守るため、ワクチン接種は村の施策の中でも最重要だと考えております。

しかし、令和3年4月の1回目の接種が始まった頃の世間の風評はどうだったでしょうか。打っても大丈夫か、副反応はどうか、不安の声しかありませんでした。そこで私は、土曜日はもちろん平日も職務に支障のない範囲で可能な限りPL錬成会館やすばるホール

に赴きました。なぜなら、村外に出て行って接種しなければならない不安、そのような中、少しでも気持ちを和らげ、安心して接種していただけるよう顔の見える安心感をお届けしてまいりました。安心してくださいと言葉で言うより行動すること、知ってる顔がそこにいることで安心されると思います。

他市では接種会場に職員を行かせず派遣会社に委託しているところもあると聞いていますが、本村は全員野球のつもりで全日程全て職員だけで対応しました。人類が初めて経験する新型コロナウイルスへの対応は、当然何のマニュアルもありません。そんな中、少しでも早く接種していただけるよう職員が知恵を絞り考えてくれました。そんな職員に口頭で指示するだけでなく、私も一人の職員として共に業務を行うことでみんなの士気も上がり、3か月間頑張り抜いてくれたと認識しております。また、準備段階においても、接種券を発行するための封入作業や会場の設営、片づけも私は職員と一緒にさせていただきました。職員はみんな疲れていたはずですが、それでもやるべきこと以上のことをやってくれました。私もやりました。

接種会場で田村議員の姿を拝見したことはありませんので、私が接種会場へしきりに挨拶に行っているとどなたかからお聞きになったのだと思いますが、そのように感じる方もおられることは理解しました。しかし、今申し上げた私たちの見えない部分の努力、働き、行動をご存じない方も多々おられることでしょう。取り立てて申し上げるべきことではないので、これは一度も言ったことがありません。それを遂行するのが私たちの仕事です。それを全員野球で未曾有の出来事と戦っている中、あたかも9回裏に急遽現れて、挨拶だけして、よいところを見せているだけかのような表現をされたことは非常に残念でなりません。

今、私たちは将来の財産を構築すべく建設的な議論をするべきで、後ろ指を指すような負の遺産を生み出しているときではありません。やるべきことはほかにあるはずと議員も認識されているはずですが、5年後、10年後の村の将来をしっかりと描き、今懸命に取り組み、日々挑戦の思いで働いている私たちと議員にも同じ思いに至ってほしいと願っております。ただそれだけです。

すぐに新しい令和4年度が始まりますが、本定例会でいただきましたご意見、ご要望に留意し、村政運営に取り組んでまいりたいと考えておりますので、なお一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○千福議長 どうもありがとうございました。

これで本日の会議を閉じ、令和4年第1回千早赤阪村議会定例会を閉会します。

皆さんお疲れさまでした。

午後 1 時 4 5 分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

千早赤阪村議会

議 長 千 福 清 英

議 員 井 上 浩 一

議 員 服 部 幸 令